

点検評価ポートフォリオ 岐阜薬科大学

2020年5月

はじめに

岐阜薬科大学（以下、本学）は1932年4月、当時の松尾国松岐阜市長の発意により、国民保健衛生の普及向上と化学工業の発展に寄与するため設立された岐阜薬学専門学校をその前身とする。1949年4月、学制改革に伴い、厚生薬学科と製造薬学科の2学科から成る岐阜薬科大学として新たに発足した。1953年4月には、岐阜薬科大学大学院（以下、大学院）薬学研究科（修士課程）を、1965年4月には薬学研究科博士課程を設置して、自立して創造的な研究活動のできる高度な薬学専門職業人の養成を目指し、大学院の充実を図ってきた。発足から今日に至るまで、公立大学、薬学系単科大学である点を活かして、その時代の趨勢や社会環境の変化に機敏に対応してきた。その間一貫して、薬と健康に関する高度な研究に支えられた教育により、豊かな人間性と優れた人格を持つ薬学専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献することを基本理念としてきた。これらの精神は、本学又は大学院の目的として学則や大学院学則に記載されており、2004年9月に中央教育審議会の大学分科会が各大学の個性化について示した（1）高度専門職業人の養成、（2）教育・研究拠点の形成、及び（3）地方貢献のできる大学に相当する。実際、本学では質の高い研究に裏付けられた学部及び大学院教育により、薬剤師や研究者をはじめとする薬学の専門職業人の養成に努め、同時に、豊かな人間性と高い倫理観と国際性を備えた人材の養成に努力してきた。

1991年の「大学設置基準」の大綱化により、大学の社会的使命を果たすための教育・研究等の状況について、大学自身の自己点検及び評価が進められてきた。本学でも、1992年に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価を開始した。自己点検・評価の結果は、1993年に「岐阜薬科大学教育研究白書」として、1999年と2003年にそれぞれ「自己点検・評価報告書」として刊行し、公表してきた。また、大学の活性化及び教員の意識向上のために、本学は全国に先駆け1998年から全教員に5年の任期制を導入し、その評価結果はホームページ（以下、HP）にて公表している。以後、毎年同様に5年任期を迎えた教員の外部審査を行

い、結果を公表してきた。

本学は1955年から公益財団法人大学基準協会に加盟（2020年3月末退会）し、同協会による大学認証評価を2006年及び2013年に受審し、大学基準への適合が認定されている。また、2014年度には一般社団法人薬学教育評価機構による薬学教育プログラムの評価を受け、同機構が定める「薬学教育評価の評価基準」に適合しているとの認定をされている。さらに、大学院に対して、2012年度に4年制博士課程（薬学専攻）自己点検と評価（文部科学省報告）を実施し、これと同時に本学独自で博士後期課程（薬科学専攻）自己点検と評価（2012年度）を実施した。

2006年度から、薬学教育6年制を含む新薬学教育制度が実施された。これに伴い、本学は、薬剤師養成教育を中心とする薬学科（6年制）と創薬科学研究者の養成を主な目的とした薬科学科（4年制）の2学科制に改組した。そして、新薬学教育制度への移行に伴う大学院制度の改組として、2010年度から薬学研究科に薬科学専攻（修士課程）を設置し、さらに2012年度から薬学研究科を薬科学専攻と薬学専攻の2専攻制として、薬科学専攻博士課程〔前期（修士）課程2年、後期課程3年〕と薬学専攻博士課程（4年）を設置した。

さらに、薬科学科の卒業生に特例として認められていた薬剤師国家試験の受験資格が2018年度入学生から廃止されることとなったため、本学では2017年度入学生から4年制薬科学科の募集を停止し、6年制の薬学科（定員120名）に統一した。その上で、本学が有する長い歴史と伝統に立脚した創薬・育薬等に携わる研究者の育成を堅持するため、学生には将来の進路に合わせ「医療薬学コース」と「創薬育薬コース」のいずれかを選択する2コースを設置した。

このような薬系大学が置かれた環境が大きく変化する中で、本学は時代・社会が求める教育・研究を実施する体制を構築してきた。また、その自己点検・評価を継続して実施し、ここに、一般財団法人大学教育質保証・評価センターの認証評価を受審する。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事(①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関する事(①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関する事(①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

岐阜薬科大学

(2) 所在地

本部：岐阜県岐阜市大学西1丁目25番地4

三田洞キャンパス：岐阜県岐阜市三田洞東5丁目6番1号

(3) 学部等の構成

学部は薬学科（6年制）と薬科学科（4年制）から構成されているが、2017年度から薬科学科の募集を停止している。

大学院薬学研究科は、薬科学専攻と薬学専攻の2専攻となっている。薬科学専攻には博士前期（修士）課程（2年制）と博士後期課程（3年制）が、薬学専攻には博士課程（4年制）が設置されている。

(4) 学生数及び教職員数（2019年5月1日現在）

薬学科在籍学生数は629名（収容定員600名）、薬科学科在籍学生数は23名（収容定員40名）であり、学部合計で652名（収容定員640名）である。薬科学専攻博士前期（修士）課程在籍学生数は72名（収容定員70名）、薬科学専攻博士後期課程在籍学生数は20名（収容定員15名）、薬学専攻博士課程在籍学生数は18名（収容定員20名）であり、大学院合計で110名（収容定員105名）である。

教職員数は、学長のほか教員が67名（うち、教授24名、准教授14名、講師13名、助教16名）であり、職員は52名（うち、職員18名、副手1名、嘱託員33名）である。

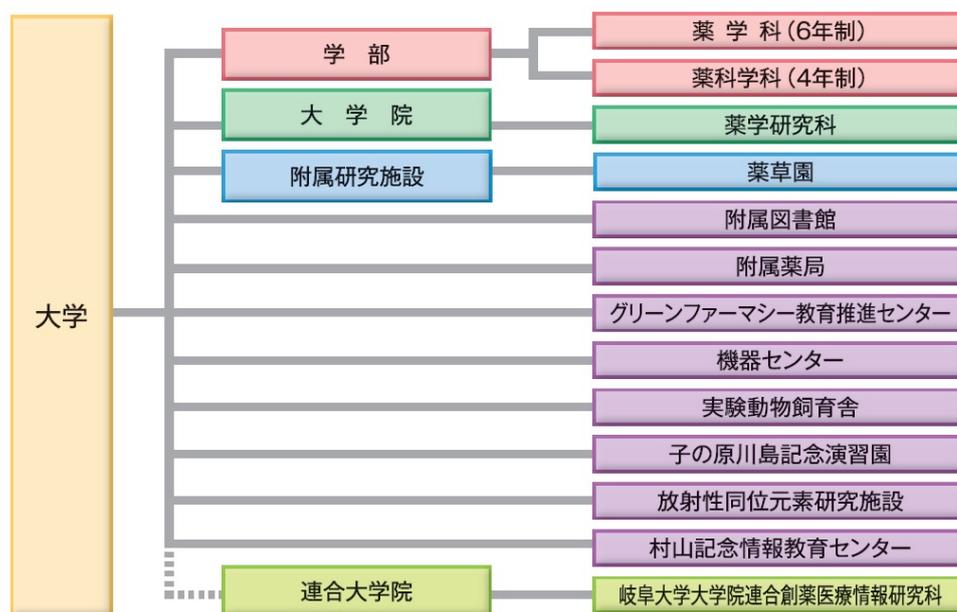
2020年5月1日現在において、薬学科在籍学生数は658名（収容定員640名）、薬科学科在籍学生数は1名（収容定員0名）であり、学部合計で659名（収容定員640名）である。薬科学専攻博士前期（修士）課程在籍学生数は57名（収容定員50名）、薬科学専攻博士後期課程在籍学生数は29名（収容定員15名）、薬学専攻博士課程在籍学生数は16名（収容定員20名）であり、大学院合計で102名（収容定員85名）である。

(5) 理念と特徴

「薬と健康についての高度な研究に支えられた教育により、有為な薬学の専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献する」ことを大学の基本理念としている。この基本理念は、より分かりやすい形で「ヒトと環境にやさしい薬学、安全・安心を提供できる薬学（グリーンファーマシー）に基づいて、人の健康と福祉に貢献できる専門職業人を養成する」と表現されている。ここで用いられる「グリーン」には、安心・安全、ヒトと環境にやさしいなどの意味が込められており、グリーンファーマシーを実践できる人材の育成のために薬学に関する学理・技術とともに、ヒトと環境に配慮できる豊かな人間性と確固たる倫理観を身に付ける「ヒューマニズム教育」と、常に環境を意識し地球環境を守る倫理観を養う「エコロジー教育」を進めている。54科目の授業の中でグリーンファーマシーの精神に関する事項が

到達目標として取り上げられている。

(6) 大学組織図

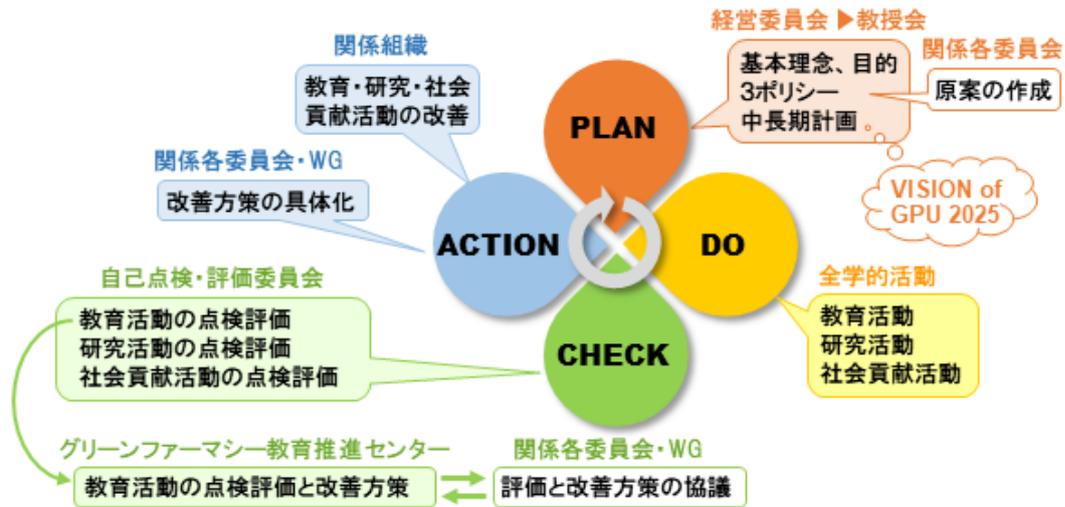


学部は薬学科（6年制）と薬科学科（4年制）から構成されているが、2017年度から薬科学科の募集を停止している。薬学科・薬科学科は機能分子学（3研究室）、生命薬学（3研究室）、医療薬剤学（3研究室）、実践薬学（5研究室）、創薬化学（3研究室）、生体機能解析学（2研究室）及び薬物送達学（2研究室）から成る7つの薬学専門の大講座にて構成されており、それぞれの大講座には2から5の研究室が配置されている。また、専門教育大講座（3研究室）、基礎教育大講座（4研究室）、寄附講座（5研究室）を有している。大学院薬学研究科では、薬科学専攻博士前期（修士）課程（2年制）、薬科学専攻博士後期課程（3年制）及び薬学専攻博士課程（4年制）が設置されている。

附属研究施設としては薬草園を有し、その他大学の教育・研究の推進に供する施設として、附属図書館、附属薬局、グリーンファーマシー教育推進センター、機器センター、実験動物飼育舎、子の原川島記念演習園、放射性同位元素研究施設及び村山記念情報教育センターを設置している。

また、岐阜大学に設置されている岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科の専攻各領域に置かれる教育研究分野は、構成大学である岐阜大学の医学系研究科・医学部、工学部及び応用生物学部の教員とともに、本学の教員も担当している。

(7) 内部質保証体制図



1991年の「大学設置基準」の大綱化により、大学の社会的使命を果たすための教育研究等の状況について、大学自身の自己点検及び評価が進められてきた。本学でも、1992年に「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価を開始した。大学の教育研究上の目的を達成するため、本学の教育研究活動及び組織等について恒常的・継続的に自ら点検・評価を行い、その充実向上に努めるとともに、高等教育機関として適切な水準にあることを公表してきた。昨今の社会の要請に応え内部質保証体制の強化を図るため、[自己点検・評価委員会規程](#)を改正し、現規程では、委員会は学長、副学長、研究科長、学科長、附属図書館長、附属薬局長、グリーンファーマシー教育推進センター長、教授若干名、事務局長、学外有識者を委員として組織している。

大学の政策の立案、事業の推進等を実施する組織として経営委員会を設置している。経営委員会は[岐阜薬科大学経営委員会規程](#)に則り、学長、副学長、研究科長、学科長、附属図書館長、附属薬局長、グリーンファーマシー教育推進センター長、事務局長、学長補佐（三田洞キャンパス担当）を委員として組織している。経営委員会は、関係各委員会等にて作成された原案をもとに基本理念、目的、3ポリシーを策定し、大学案内、HP、学則、シラバス等にて学内外に周知している。また、経営委員会は「[岐阜薬科大学中長期計画 2025 \(VISION of GPU2025\)](#)」を策定し、そこで設定された教育、研究、地域貢献などの将来ビジョンについても公表している（PLAN）。この方針・計画に沿って全学的に教育、研究、地域貢献などの活動が行われている（DO）。その成果は主に自己点検・評価委員会にて点検評価されるが、特に教育活動の評価については、「グリーンファーマシー教育推進センター」が教育内容、教育システム等の評価・検証を定期的に行い、関係の各委員会との協議したうえでその評価結果及び改善方策等を自己点検・評価委員会に報告するものとしている。グリーンファーマシー教育推進センターは、「[グリーンファーマシー教育推進センター規程](#)」に基づき、センター長と若干名のセンター員から構成される。センター設置以来、専任のセンター員（教員）は置かれていなかったが、2019年から専任センター員（教授）を配置し、センター業務の見直しと強化を図っている。一方、研究活動等の内部質保証に関しては、自己点検・評価委員会が岐阜薬科大学中長期計画 2025にて定めた各種分野の研究計画に関し主体となって評価・検証を行い、改善方策を策定するものとしている（CHECK）。このような自己点検・評価の結果をもとに、改善を要する事項については、関係委員会やワーキンググループ等にてさらに改善策の具体化を検討し、関係組織に改善の勧告等を行うものとしている（ACTION）。

大学の目的

大学の目的

大学の理念のもと、本学の目的を[岐阜薬科大学学則](#)第1条に「岐阜薬科大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、知的・道徳的に優れ、また応用能力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本学は1学部2学科の単科大学であり、構成する薬学科（6年制）の教育研究上の目的については岐阜薬科大学学則第4条に「薬学科は、薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、臨床に係る高度な知識・技能、実践的能力及び研究能力並びに豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた優れた薬剤師として求められる資質を有する医療従事者、研究者及び技術者を育成することを目的とする。」と定め、薬科学科（4年制）については「薬科学科は、薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、創薬科学及び生命科学に関する先端的な知識・技能と研究能力身に付けた優れた研究者及び技術者を育成することを目的とする。」としている。

大学院の目的

大学院薬学研究科では、その目的を[岐阜薬科大学大学院学則](#)第1条に「岐阜薬科大学大学院は、薬と健康に関する高度で先進的な研究により薬学の発展に貢献するとともに、それに支えられた教育を通して、自立して創造的研究活動を遂行するために必要な研究力、その基礎となる豊かな学識、常に人と環境への配慮を怠らない優れた人格を身に付けた、将来、薬学の専門職及び研究者として指導的役割を担う人材を育成することを目的とする。」と定め、薬科学専攻と薬学専攻を設けている。

各専攻の教育研究上の目的は、岐阜薬科大学大学院学則第2条の2において、「薬科学専攻は、創薬科学、生命科学及び環境科学領域の教授研究により、高度な専門性に裏付けられた創造的研究能力を有する国際性豊かな研究者及び技術者を育成することを目的とする。」、「薬学専攻は、医療薬学及び臨床薬学領域の教授研究により、高度専門医療人としての高い学識と倫理観を有する薬剤師及び研究者を育成することを目的とする。」と定めている。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学の目的を岐阜薬科大学学則第1条に「岐阜薬科大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学理と技術を教授研究し、知的・道徳的に優れ、また応用能力のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。また本学はHPにも明示しているように、建学の精神に基づき、「ヒトと環境にやさしい薬学、安全・安心を提供できる薬学(グリーンファーマシー)」を基本理念として、教育研究と地域貢献に尽力している。

本学は薬学部のみからなる単科大学であり、2017年度より4年制薬科学科の募集を停止し、「高度な専門性を身に付けたグリーンファーマシーを実践できる薬剤師」の育成を目指して6年制の薬学科のみの1学科制をとっている。また2019年度より、教育課程において創薬・育薬等に携わる研究者を育成する「創薬育薬コース」と高度な医療知識を有する医療や行政に従事する薬剤師を養成する「医療薬学コース」の2コースを設置し、学生の将来の進路に合わせた教育システムを導入している(岐阜薬科大学学則第26条)。

また、岐阜薬科大学学則第4条において「薬学科は、薬学分野における最新の学理と技術を教授研究し、臨床に係る高度な知識・技能、実践的能力及び研究能力並びに豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた優れた薬剤師として求められる資質を有する医療従事者、研究者及び技術者を育成することを目的とする。」と教育研究上の目的を明確に定めて運営している。

2) 教育研究組織

本学の教職員組織として、岐阜薬科大学学則第7条に「学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員や技術職員等の配置」について定めており、2019年5月現在、薬学科の収容定員600名に対して大学設置基準で定められた薬学部の必要教員数を超える専任教員67名(薬学科38名、薬科学科20名と学部教育担当9名、うち教授24名)を、薬学臨床教育に必須な(5年以上の薬剤師実務経験を有する)実務家教員11名を配している。また、教員一人当たりの学生数は9.7名(全学部学生652名)であり、個々の学生に寄り添った高質な薬剤師教育を実践する本学の教

育方針を十分に反映した教育組織となっていると考えられる。

本学では、大学及び大学院の目的を達成するため、薬学部と薬学研究科を教育研究組織の中心に置き、これらの教育研究活動を効率的に推進するため、附属図書館、附属薬局をはじめ、薬草園等の附属研究施設を附置している。また、本学の理念である「グリーンファーマシー」の精神に基づく教育研究を推進する学内拠点として2006年度に「グリーンファーマシー教育推進センター」を設置した。グリーンファーマシー教育推進センターは学生の成績管理や福利厚生を扱う教務厚生課とは別の独立した組織と位置づけられたが、2019年度から専任センター員(教授)が配置されてセンター業務の見直しと強化が図られた。本センターは自己点検・評価委員会の指示に従い、学部及び大学院の教育目標を達成するための具体的な教育内容・方法などを立案、実施し、その結果の評価を行うことにより、全学的な教育施策の企画及び開発並びに教育活動の継続的な改善及び支援を行う組織として機能している。

医療技術の進展及び生命科学の急速な進歩等に対応しつつ本学の理念と目的を達成するため、教育研究組織は教授会及び教授総会での審議を経て、絶えず改善されつつ今日に至っている。また、本学の全学的な議論を経て「岐阜薬科大学中長期計画2025(VISION of GPU2025)」を策定し、それを実現するために、学長を中心として絶えず教育研究組織の見直し、検証及び改革を行っている。

3) 収容定員

岐阜薬科大学学則第6条において「毎学年度の学生収容定員は、120人とする。」と定めている。また、入学者数については、欠員や過度な超過が生じないように入試委員会と教授会において厳正に審議し、決定している。薬学科のみへの改組後4年間の入学者数は118~132名(2017年度130名、2018年度132名、2019年度132名、2020年度118名)であり、入学定員の充足率はいずれも設置基準の上限(1.15倍)を超えていない。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	本学の全学的な議論を経て岐阜薬科大学中長期計画2025を策定し、それを実現するために学長を中心として絶えず教育研究組織の見直し、検証・改革する体制が構築できている点は評価できる。
改善を要する点	2020年度より補講等を導入するなど各年次の留年生を減少させるための取組みを開始しているが、授業内容の質向上や評価方法の適正化など教育方法に関する更なる改良が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	岐阜薬科大学学則 第1条 岐阜薬科大学 HP
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	岐阜薬科大学学則 第4条
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	岐阜薬科大学学則 第3、7条
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	岐阜薬科大学学則 第6条 認証評価共通基礎データ様式2
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1) 目的

大学院は、岐阜薬科大学大学院学則第1条に定めるところとおり、「薬と健康に関する高度で先進的な研究により薬学の発展に貢献するとともに、それに支えられた教育を通して、自立して創造的研究活動を遂行するために必要な研究能力、その基礎となる豊かな学識、常に人と環境への配慮を怠らない優れた人格を身に付けた、将来、薬学の専門職及び研究者として指導的役割を担う人材を育成すること」を目的としている。本学大学院には薬学研究科が設置されており、4年制学部及び6年制学部卒業生への高度教育のための薬科学専攻と薬学専攻の2専攻となっている。その目的は、岐阜薬科大学大学院学則第2条の2に「薬科学専攻は、創薬科学、生命科学及び環境科学領域の教授研究により、高度な専門性に裏付けられた創造的研究能力を有する国際性豊かな研究者及び技術者を育成すること」、「薬学専攻は、医療薬学及び臨床薬学領域の教授研究により、高度専門医療人としての高い倫理観を有する薬剤師及び研究者を育成すること」と定めている。標準修業年限については、岐阜薬科大学大学院学則第3条に、「薬科学専攻の博士課程は、修業年限を標準5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程、後期3年の課程を博士後期課程として取り扱うものとする。」、「薬学専攻の博士課程は、標準修業年限が4年の博士課程とする。」と定めている。大学院においても「ヒトと環境に優しい薬学（グリーンファーマシー）の実践」という教育の基本理念を踏襲し、幅広い薬学分野に貢献できる「高度薬学専門職業人の育成」という個性化にも対応している。

2) 教育研究組織

本学大学院は本部キャンパスに設置され、本部キャンパスに属する研究指導教員と研究指導補助教員が教育研究活動の指導を行っている。薬科学専攻博士前期（修士）課程は、薬学教育6年制移行に関連して2010年度に開設され、現在、右図の6大講座が教育研究指導を担当している。本課程では、大学院講義のほかに、薬科学特別実験として研究指導を行い、幅広い専門的技術の伝授や専門的知識を教授し、学位論文作成指導も行っている。また、博士後期課程は2012年度から開設され、5大講座が担当し、自立して研究する能力や問題解決能力等の涵養に努め、学位論文作成

指導を行っている。薬学専攻博士課程は2012年度に開設され、3大講座が教育研究指導を担当している。本課程では、特論を開講し、専門的職能を有する臨床薬剤師や自立して独創的な研究を遂行できる薬学研究者を養成する。また、時代の要請に応じた多様な専門性をもった学生を養成する目的で、他大学や機関との連合大学院や連携大学院も併設している。

図 大学院薬学研究科における教育研究組織

専攻	課程	大講座	研究室
薬科学	博士前期 (修士)	機能分子学	生薬学, 薬理学, 薬品分析化学
		生命薬学	衛生学, 生化学, 感染制御学
		医療薬剤学	薬物動態学, 臨床薬剤学, 薬物治療学
		創薬化学	薬化学, 薬品化学, 合成薬品製造学
		生体機能解析学	分子生物学, 薬効解析学
		薬物送達学	薬品物理化学, 製剤学
	博士後期 (博士)	機能分子学	生薬学, 薬理学, 薬品分析化学
		生命薬学	衛生学, 生化学
		創薬化学	薬化学, 薬品化学, 合成薬品製造学
		生体機能解析学	分子生物学, 薬効解析学
薬学	博士	医療薬剤学	薬物動態学, 臨床薬剤学, 薬物治療学
		実践薬学	薬局薬学, 病院薬学, 医薬品情報学, 実践社会薬学, グローバル・レギュラトリー・サイエンス
		生命薬学	感染制御学

3) 収容定員

大学院在籍者数は、薬科学専攻博士前期（修士）課程定員35名（収容定員70名）に対して72名（定員充足率103%）、同後期課程定員5名（収容定員15名）に対して20名（定員充足率133%）、薬学専攻博士課程定員5名（収容定員20名）に対して18名（定員充足率90%）であり、いずれの課程においても、定員数をほぼ充足している。ただし、2017年度から学部が6年制薬学科に一本化されたため、2020年度の前期（修士）課程募集定員は15名である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	幅広い薬学分野に貢献するために、他大学や機関との連合大学院や連携大学院を併設して多様な専門性をもった学生を養成することに努めている点は評価できる。
改善を要する点	2017年度から学部が6年制薬学科に一本化されたことに伴い、2021年度以降の本学卒業の博士前期（修士）課程入学生が基本的にはいなくなることから、大学院の在り方を早急に見直す必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第1条 学生便覧 P25
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第2条の2 学生便覧 P25
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第3条 学生便覧 P25、26
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第3条 学生便覧 P25、26
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第3条 学生便覧 P25、26
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第2条 学生便覧 P25
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第2条 学生便覧 P25
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第4条 学生便覧 P26
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第2条、第2条の2 学生便覧 P25

口 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会・教授総会

本学では、岐阜薬科大学学則第8条及び教授会規程に則り、教授会を置き、原則毎月1回(第1水曜日の午後)に開催している。教授会は学長、専任教授及び事務局長から組織され、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」、「教育課程の編成」や「教員の採用及び昇任の選考」について学長が決定を行うにあたり、教授等が意見を述べるほか、学長の選考や教育研究に関して審議している。また本学では、全学的な意思疎通と協働を円滑的に進めるため、教授総会規程に則り、教授会後に教授総会(教授会構成員に加え、准教授と講師全員、助教と助手の代表者)を開催し、教授会の決定事項の報告や「教育及び研究の実施」、「学科目の種類及び編成並びに教育方法」、「学生の試験」、「学生の課外活動及び福利厚生」等についての協議を行うとともに、全学的に情報交換、情報共有を行っている。

2) 教員の選考と教員組織の構成

教員の募集と選考等は、岐阜薬科大学教員選考規程に則り、教育研究上の理念、研究目標や関連する指針を十分に理解し、教育・研究を担当するにふさわしい能力を有するとともに、熱意をもって真摯に教育・研究に取り組む人材を採用している。具体的には、①専門領域の研究実績に裏打ちされた豊富な学識と最新の技術基盤を有し、②それらを学生に伝達できる高い教育能力をもち、③自身の資質を磨き向上させるための努力を怠らず、④学生に社会人としてのモラルや責任感を醸成させるに資する見識を兼ね備え、⑤地域への貢献に意欲的に取り組める人材を求めている。特に教員採用時には、専門領域等を考慮して選考委員会を立ち上げ、上記選考規程に定められた職位ごとの能力と基準に基づいて、原則公募にて適任者を選考している。

教員組織の編制は、本学の教育目標を達成するために、専門領域、業績や年齢構成等を勘案して、原則各研究室に教授1名、准教授、講師、助教から2名を配している。大学設置基準に定められた本学の必要専任教員数は43名(うち、教授22名)であり、専任教員総数(67名)、教授数(24名)共に充足している。その職能の内訳は、教授24名(35.8%)、准教授14名(20.9%)、講師13名(19.4%)、助教16名(23.9%)である(2019年5月1日現在)。また、薬学科の臨床薬学に重点をおいた教育や実務実習に対応するため、実務家教員(11名)を配している。専任教員

67名の年齢構成については20歳代1名、30歳代19名、40歳代23名、50歳代13名、60歳代11名とバランスよく分布している。しかしながら、性別の構成においては、男性教員の比率(83.6%)が女性(16.4%)よりも非常に高いため、今後は性別の偏りを小さくする必要がある。本学には本部キャンパス(薬学科4~6年次と大学院生が在籍)と三田洞キャンパス(薬学科1~3年次が在籍)があり、それぞれに教員59名(教授19名、准教授13名)と8名(教授5名、准教授1名)を配して教育研究にあたっている。このキャンパス間の教員比率には若干の偏りがあるが、授業の実施やアドバイザーによる生活指導時には教員がキャンパス間を移動し、全教員が両キャンパスの学生のケアをしている。また、岐阜薬科大学教員選考規程や細則等に則り、本学の教育研究組織は全学的な議論を経て常に検証され、時代の変遷に対応すべく学長を中心として絶えず見直しが行われている。

3) 授業科目の担当

薬学基礎や創薬技術を学ぶ薬学専門科目(薬学一般、有機化学系、物理化学系、生物化学系、衛生薬学系、医療基礎薬学系や創薬学系)の授業担当者にはそれぞれの分野を専門領域とする教員を適宜配置し、薬剤師の実務経験を必要とする医療薬学系科目の授業は主に実務家教員が担当することにより学修効果が高まるよう配慮している。基礎教育科目の授業担当者には非常勤講師を一部配しているが、2019年度には薬学教育上主要な薬学専門教育科目98%(全96科目中94科目)を専任教員(うち教授86.5%、准教授11.5%)が担当しており、教育目標の達成に必要な教員を適切に配置している。また、実習や実験等については、基本的に担当研究室に属する助教が補助することとしている。

4) 教員の業績評価等

本学では「任期制制度」、「教員人事評価」に基づいて、各教員の本学内外での教育研究活動、大学の運営管理や社会貢献を評価し、その評価結果は賞与等に反映されている。また、グリーンファーマシー教育推進センターによる授業評価によって教員の意識改革や教育の質向上に繋がりがつある。さらに、学内特別研究費制度による教員の研究活動の支援により、教員の外部資金獲得への挑戦意欲の向上が見られ、実際に日本学術振興会科学研究費の採択率も着実に増加している(2015年度27.9%→2019年度40.0%)。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教員人事評価やグリーンファーマシー教育推進センターの授業評価、学内特別研究費制度の導入によって着実に教員の教育研究活動の質向上が認められている。
改善を要する点	本学は2015年度に「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(連携型)」事業の採択を受け、事業終了(2020年度末)までに学内の講師以上の女性教員比率を20%以上に引き上げることとしている。この女性教員比率の目標を達成するために、女性教員の上位登用を目指すために研究環境や雇用環境の改善を図っているが、積極的な女性の採用や教員選考の改善等の更なる努力が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第8条 岐阜薬科大学教授会規程 岐阜薬科大学教授総会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学教員選考規程 岐阜薬科大学教員選考細則 認証評価共通基礎データ様式1</p>
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<p>学部シラバス</p>
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>認証評価共通基礎データ様式1</p>
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。 ※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>(同上)</p>

□ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学の理念の実現や教育研究の目標達成のために、大学院薬学研究科の薬科学専攻、薬学専攻のいずれにおいても、研究指導教員又は研究指導補助教員としての厳正な資格審査を実施し、高い専門性をもち、教育上・研究上の優れた実績を有する教員を配置している。

1) 研究科委員会

岐阜薬科大学大学院学則第6条に基づき、大学院に研究科長を置いている。また、同第7条に基づき、大学院研究科に研究科委員会を置き、原則として月1回(教授会と同日に)開催している。

2) 教員の選考・構成等

専門領域における教育者、研究者としての能力・資質及び薬学教育に対する理解と熱意をもつ教員像を採用選考や昇任人事に反映させるため、「岐阜薬科大学大学院研究指導教員等の資格に関する内規」に則り研究科委員会において担当教員を認定している。大学院担当あるいは大学院のみを担当する教員の募集・採用は行っていないが、教員の選考・昇任時には大学院を担当する資格について慎重に研究科委員会にて審査され適切に配置されている。

大学院の専任教員は研究指導教員と研究指導補助教員から成る。研究指導教員とは研究指導及び授業を行い得る教員、研究指導補助教員とは研究指導の補助及び講義(又は演習)の担当を行い得る教員を指し、それら教員の資格判定に関する基準は下表のとおりである。

区分	職種	研究業績	
		著書又は学会誌掲載 学術論文若しくはこ れに準ずる学術論文	最近5年間に発表 された著書、学術 論文等
研究指導 教員	教授及び 准教授	20編以上	5編以上
研究指導 補助教員	准教授及 び講師	10編以上	3編以上
	助教	3編以上	3編以上

本学の薬学専攻博士課程における研究指導教員は15名(うち教授8名)、研究指導補助教員は7名であり、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて22名(うち教授8名)となり、設置基準で定められた「研究指導教員を5名(うち教授4名)以上で、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて9名以上」を満たしている。本学の薬科学専攻博士前期(修士)課程では、研究指導教員が25名(うち教授15名)、研究指導補助

教員は15名、同博士後期課程では、研究指導教員が15名(うち教授11名)、研究指導補助教員が9名である。いずれも設置基準で定められた専任教員数を満たしている。

3) 授業科目の担当

本学は、2006年度に薬剤師養成教育を中心とする薬学科と創薬科学研究者の養成を主な目的とした薬科学科の2学科制に改組した。また、新薬学教育制度への移行に伴って、2010年度には薬学研究科に薬科学専攻(修士課程)、2012年度には薬学研究科を薬科学専攻と薬学専攻の2専攻制として薬科学専攻博士課程[前期(修士)課程2年、後期課程3年]と薬学専攻博士課程(4年)を設置した。

薬科学専攻博士前期(修士)課程及び博士後期課程では、薬科学科の教育と連携し、高度な専門性に裏付けられた創造的研究能力を有する国際性豊かな指導的研究者及び技術者の育成を目的として教育研究指導を行っている。博士前期(修士)課程は2010年度に開設され、6大講座(機能分子学大講座、生命薬学大講座、医療薬剤学大講座、創薬化学大講座、生体機能解析学大講座、薬物送達学大講座)の16研究室の教員(教授、准教授、講師、助教)が教育研究指導している。

薬学研究科薬学専攻博士課程は、高度専門医療人としての高い学識と倫理観を有する指導的薬剤師及び研究者の育成を目的としている。医療薬剤学大講座を構成する薬物動態学、薬物治療学、臨床薬剤学の3研究室と、生命薬学大講座の感染制御学研究室、実践薬学大講座を構成する実践社会薬学研究室、薬局薬学研究室、病院薬学研究室、医薬品情報学研究室、グローバル・レギュラトリー・サイエンス研究室の5研究室の教員が教育研究指導を担当している。

4) 教員の業績評価等

任期制に基づく教員の業績審査の対象となる教育研究活動は、そのほとんどが大学院における活動の評価である。任期制導入の目的は、教員自身による資質向上の努力を引き出し、大学全体を活性化することにある。また、若手教員(准教授、講師、助教)を対象とした「学内特別研究費制度」及び「岐阜大学と岐阜薬科大学との連携に関する協定書」に基づく「育薬・創薬研究推進支援経費の公募」を実施し、研究活動に対する意識や意欲、質の向上に努めるとともに、研究活動の推進を支援している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	「学内特別研究費制度」等の競争的研究費制度の導入は教員のモチベーションを高め、研究活動を活発化するのに一定の効果があると考えられる。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第7条（職員） 第7条の2（学長及び副学長）</p> <p>岐阜薬科大学大学院学則 第5条（授業及び指導） 第6条（研究科長） 第7条（委員会）</p> <p>学生便覧 P4, 26</p>
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学大学院研究指導教員等の資格に関する内規</p> <p>岐阜薬科大学教員選考細則</p> <p>岐阜薬科大学における教員の任期に関する規程</p> <p>岐阜薬科大学教員人事評価実施要綱</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、ディプロマ・ポリシー（以下、DP）に掲げた人材を育成するため、2016年度に策定したカリキュラム・ポリシー（以下、CP）に基づき、教育課程を編成している。教務委員会が教育課程及び授業科目を定期的に検証し、変更の必要性がある場合には経営委員会、教授会での審議を経て、学長が決定する体制となっている。

1) 入学者選抜

アドミッションポリシー（以下、AP）に沿った学生を受け入れるため、一般選抜及び特別選抜（推薦入学 A、推薦入学 B）を実施している。一般選抜は公立大学中期日程で行い、大学入試センター試験 5 教科 7 科目及び個別学力検査として数学と理科の 2 科目を課している。入試問題は講師以上の教員の中から学長が指名し、入学試験委員会の承認された出題委員が作成する。特別選抜（推薦入学 A）では、総合試験（英語及び理科の基礎学力と理解力）を課して学力を確認するとともに、面接試験により学修意欲や医療人としての適性等を総合的に評価している。特別選抜（推薦入学 B）では、出願書類及び大学入試センター試験の成績を総括して判定している。入学試験の結果は入学試験委員会で合否判定の原案を作成して教授会で審議後、合格者を学長が決定する体制となっている（[H30.3 教授会議事録](#)）。これら多様な選抜方法により、本学を第一志望とし、高い向学心に溢れた優秀な学生が全国から入学している。

2) 教育課程の編成・授業など

年間の授業開講期間は、定期試験の期間を含めて 35 週にわたる（学年暦）。各授業科目の授業は原則 12 週にわたる期間を単位として行っているが、一部の講義、演習では教育効果を上げるために集中講義の形式で行っている。

教育研究上の目的を達成するために、必修 92 科目と選択 40 科目を開講しており、体系的な教育課程の実施に向けたカリキュラムマップを作成するとともに、履修科目をバランス良く選択できるように選択科目の組み合わせと時間割を工夫している（シラバス、時間割）。基礎教育科目については、薬学の基礎となる自然科学系科目、幅広い教養と豊かな人間性を涵養する多様な人文・社会科学系科目、国際化と情報化社会に対応できる英語力を重視した外国語科目で編成され、1、2 年次に履修する。専門教育科目については、薬学教育モデル・コアカリキュラムを基本とし、薬学一般、有機化学系、物理化学系、生物化学系、衛生薬学系、医療基礎薬学系、医療薬学系及び創薬学系に区分した薬学専

門科目を低学年から高学年にかけて系統的に配し、継続性のある専門教育課程を編成している。3 年次後期から、医療薬学コースと創薬育薬コースに特色的な選択科目を配している。特に、アドバンスト科目では学会発表における準備、発表、質疑応答を取り入れた科目を配し、研究マインドの醸成に努めている。また、演習科目を中心にスモールグループディスカッションや成果発表会を取り入れて学習効果を高めると同時に、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上も図っている。さらに、学びの方向性と達成度を判断する評価ツールとしてルーブリックを演習、実習や特別実習等に導入している。配属外のコース選択科目については、自由科目として履修することが可能である。学生は、各学年で授業科目履修課程表に従って授業を履修することが定められており（学則第 28 条）、履修科目数が大きく偏ることはない。授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して算出している。授業の方法、内容及び授業計画はシラバスに明記されており、入学年度の新入生ガイダンス時に配布・説明される。さらに、各科目の 1 回目の授業開始時に、担当教員が授業計画と成績評価の資料を配布・説明し、学生に周知している。特別実習は、研究室における実験研究、ゼミ、卒業論文発表会の内容などを併せて評価している。さらに 2017 年度入学生から、卒業研究の評価にルーブリックを導入し、卒業論文の提出を義務づけ、これらを含めて総合評価することになった。

3) 成績評価基準・卒業認定要件

卒業の要件は岐阜薬科大学学則第 36 条に定められ、学生便覧への記載と毎年 4 月に開催されるガイダンスでの説明により学生に周知している。学修の成果は、各授業科目の到達目標に合わせ、定期試験、レポート、履修態度など評価基準によって、客観的かつ厳格に評価される。学修の成果に係わる評価項目別配点及び評価基準はシラバスに記載されている。年度末に進級判定会議が開催され、学則に定められた進級要件を満たすか否かを確認の上、進級の可否が決定される。留年した学生には、該当科目担当者と担任とアドバイザーのダブル担任制度により教育支援を行っている。卒業認定要件を満たす学生には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学生の主体的な学習態度を養うため、スモールグループディスカッションや成果発表会を複数の演習科目に取り入れ、学びの方向性と達成度をルーブリック評価している。
改善を要する点	アドバイザー制度等で留年生への支援が行われているが、専門部署を配置するなどして、学生の留年を防ぐ取組みが必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 13 条, 14 条 岐阜薬科大学 HP>学部入試 岐阜薬科大学入試委員会規程</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 26, 27 条 岐阜薬科大学 HP>カリキュラムマップ 学生便覧 P6, 13-15 学部シラバス P3, 10-12</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 26, 27 条 学生便覧 P6, 13-15 学部シラバス P10-12</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 33, 36 条 学生便覧 P7 学部シラバス P8</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>学年暦 岐阜薬科大学学則 第 2 章</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>学年暦 時間割 学部シラバス</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 26, 27 条 学生便覧 P6, 13-15 学部シラバス P10-12</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 37 条 学生便覧 P7 学部シラバス P8, 16-298</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 33 条 学生便覧 P7 学部シラバス P8-9</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第 28 条 岐阜薬科大学学修規程内規 第 10 条 学生便覧 P6, 22 学部シラバス P8</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学大学院では、教育課程に関する事項は大学院委員会で検討後、経営委員会と研究科委員会の審議を経て、学長が決定する体制となっている。

1) 入学者選抜

入学者選抜に関しては、博士前期(修士)課程及び博士後期課程(薬科学専攻)、博士課程(薬学専攻)の3つの課程の入学試験を実施している。

博士前期(修士)課程では、推薦選抜と一般選抜を実施し、推薦選抜では口述試験と学業成績証明書及び推薦書を総合して評価、一般選抜では学力検査(専門科目・英語)及び面接の結果を総合して評価している(学生募集要項)。学力検査の入試問題は、研究科委員会の委員から学長が指名し、研究科委員会の承認を経た出題委員が作成する。博士後期課程及び博士課程においては、出願書類の審査に加えて、学力検査(プレゼンテーションと質疑)及び面接の結果を総合し、入学試験評価基準に基づき評価している。プレゼンテーションや面接は研究科委員会の全委員が評価する。入学試験の結果は研究科委員会で審議後、合格者を学長が決定する体制となっている(【R1.7 研究科委員会議事録】)。その他、2019年度には転入学試験(転入学選考要項)や博士前期(修士)課程一般選抜の外国人特別選抜も実施する等、多様な入学試験を実施しており、研究意欲の高い優秀な学生が多く入学している。

2) 教育課程の編成・授業等

教育課程の編成方針について、教育上の目的を達成するために、授業科目としての必修科目並びに選択科目、担当教員による研究指導「特別実験」を配している(大学院シラバス)。指導教員の資格は、「大学院指導教員等の資格に関する内規」の基準に従って認定している。博士前期(修士)課程では、研究者、技術者としての倫理観及び国際化への対応を目的とした「研究開発学概論」並びに「英語プレゼンテーション」を必修の基礎科目とし、専門選択科目を化学・物理・生物・臨床系のA~D群の各分野に分類し、各分野から1科目以上を選択し、幅広い学識を身に付けられるようにしている。博士後期課程では、学位論文作成に向けた実験を主体とする「薬科学特別研究」とともに、創薬の基本3要素(探索・評価、合成及び薬物送達)やレギュラトリーサイエンスに関する高度な専門知識を体系的に修得できる専門選択科目を設けている。博士課程では、将来、専門

的職能を有する高度医療人たる薬剤師、専門薬剤師、薬学研究者として指導的役割を担う人材を育成することを目標として、語学系並びに「最新医療情報学」などの基礎科目及び「専門薬剤師特論」等の医療薬学の専門科目を設けている。

薬科学専攻では、創薬化学、生体機能解析学、薬物送達学、生命分子薬学、機能分子学等の基礎薬学領域について幅広く研究を行っている。一方、薬学専攻では、臨床的な課題の解決に向けた研究、薬と疾病に関する基礎的研究等の医療薬学領域から社会に貢献する研究を行う。これらの研究に立脚した教育を通して、自立して創造的研究活動を遂行するために必要な研究能力を身に付け、専門的職能を有する臨床薬剤師、薬学研究者として指導的役割を担う人材を育成している。

3) 成績評価基準・修了認定要件

成績評価に関して、薬学研究科で開講される授業は学部同様、すべて単位化されており、単位の計算方法は学部での計算方法を準用することとしている(岐阜薬科大学大学院学則第27条)。毎年4月には研究科長がガイダンスを行い、1年間の授業計画を説明し、学生は教務厚生課において履修申告を行っている(ガイダンス資料)。また、各講義の開催1ヶ月前までに講義概要資料を配布し、1回目の講義時に学習成果の評価基準を説明することにより、学生が自ら学び理解を深め、講義内容を各々の研究に展開できるように便宜を図っている。これらの指導の成果と演習指導の成果を確認した上で単位認定がなされる(岐阜薬科大学大学院学則第36条、第37条、第38条、第38条の2)。現在、学位論文の作成等に対する教育研究指導計画書の策定に向け、検討している。

博士前期(修士)課程の学位審査では、岐阜薬科大学学位規程に従い、指導教授が主査を務め、研究指導教員と認められた教員から2名以上の副査が任命され、審査を行う。博士後期課程と博士課程では、研究科委員会の構成員の中から主査1名、副査2名以上を学長が指名し、博士論文提出後、書類審査、学力検査を経て、1ヶ月以上の審査期間をかけて審査を行う。研究科委員会はその報告に基づき審査し、学位(博士)授与を決定する(【R1.8 研究科委員会議事録】)。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	多様化する大学院進学希望者に対し、卒後進路も踏まえた教育・研究体制を構築して授業形態も柔軟に対応することにより、社会人学生の入学確保に結びついている点は評価できる。
改善を要する点	シラバス等に学位論文の審査項目及び評価基準を記載されることが望ましい。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学大学院学則 第 15 条 岐阜薬科大学経営委員会規程 学生便覧 P28 募集要項 薬科学専攻前期課程（推薦） 薬科学専攻前期課程（一般） 薬科学専攻後期課程 薬学専攻後期課程 転入学選考要項</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学大学院学則 第 23 条, 24 条, 25 条</p> <p>学生便覧</p> <p>大学院シラバス P4-5, 30-32</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。</p>	同上
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けを認めることができる。ただし、修士課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学大学院学則 第 23 条, 33 条 学生便覧 P29-30 指導教員一覧(各募集要項内) 薬科学専攻前期課程（推薦） 薬科学専攻前期課程（一般） 薬科学専攻後期課程 薬学専攻後期課程 岐阜薬科大学大学院指導教員等の資格に関する内規</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学大学院学則 第 30 条 学生便覧 P29 大学院シラバス P4-62 大学院ガイダンス資料 岐阜薬科大学学位規程 岐阜薬科大学博士の学位授与申請等の手続に関する内規</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学大学院学則 第 24 条-30 条, 33 条, 36 条, 49 条</p> <p>岐阜薬科大学大学院学則細則</p> <p>学生便覧 P29, 30, 39-41</p> <p>大学院シラバス P4-62</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>教育研究等環境の整備に関する方針は、岐阜薬科大学学則及び岐阜薬科大学大学院学則第 1 条に教育研究の目的を、第 4 章にその目的達成の方法を定めている。本学では、これらの方針に基づき、教育研究等の環境の整備を図ってきた。薬学教育 6 年制実施に伴う 5、6 年次学部学生数の増加に対応するため、2010 年度に国立大学法人岐阜大学の医学部敷地内に本部キャンパスを建設し、大学本部機能を移した。現在、三田洞キャンパスと並行して運用している。両キャンパスの校地総面積は 43,312 m²、校舎面積は 26,224 m²、講義室・実習室・実験室・自習室の総数は 47、それらの総面積は 7,340 m²であり、大学設置基準に定められた校地面積及び校舎面積を満たしている。また、十分な数及び規模の講義室が確保されており、小人数教育にも活用している。校舎の敷地には学生が休息やその他に利用するのに適切な空地も有している。</p> <p>本部キャンパスはバリアフリー設計で、4 年次以上の学部学生及び大学院学生の講義、実習を実施している。研究室のほか、講義室、実務実習室及び研究機器室を設置している。研究機器室の共用研究機器は、中長期計画に基づいて更新、充実を常に図っている。また、第 2 講義室 (150 人収容) では、各机に情報端末が配置され、コンピューター (以下、PC) を使用した講義、CBT の実施 (PC 70 台を準備) 等を可能にしている。実務実習室は無菌製剤、注射剤調剤、調剤、TDM 実習室等を備えており、実習等で必要な機械、器具及び標本等は学生の指導に必要な種類、数を十分に備えている。各研究室には教員及び学生専用の居室を設備しているが、十分なスペースが確保されているとは言い難い。一方、2、3 階の談話コーナー、3～6 階の調理スペース、3 階建物中央のハーバルガーデン等、十分な休憩スペースを確保している。また、保健管理センターを設置し、専任職員を配置して学生の健康管理等を行っている。さらに、定期的に専門家によるカウンセリングを受ける機会を設けている (岐阜薬科大学保健管理センター規程)。岐阜大学との連携により、生協の売店、食堂及び図書館等の施設の利用が許容されている。</p> <p>三田洞キャンパスでは、3 年次までの学部学生の講義、実習を実施している。本館、別館、教育研究総合センター、体育館、グラウンド等を保有している。施設内には、講義室、実習室、講堂、図書館、RI 施設、学生食堂等を設備している。また、村山記念情報教育センターを設置し、45 台の PC を用いた情報教育を実施している。さらに、基礎教育大</p>	<p>講座等の教員居室を設置している。また、運動系・文化系クラブ部室に加え、部活動に使用する弓道場、テニスコート等も整備、活用されている。本部キャンパス同様、保健管理センターを設置し、専任職員を配置して学生の健康管理等を行っている。なお、校舎は建設後時間を経ているため、2011～2012 年に耐震補強工事を実施した。</p> <p>図書館は三田洞キャンパスに設置している。その面積は 890 m²で、1 階部分は書庫、2 階部分に受付、事務室、図書閲覧室、文献調査室等が配置されている。閲覧室には一般書籍を収蔵した書架と約 66 席の閲覧スペース、PC 23 台が設置された情報検索スペースを設けている。文献調査室には文献検索用 PC 1 台及び 24 席のスペースを確保している。本部キャンパスの図書閲覧室では新着雑誌等が閲覧できる。近年、海外学術雑誌の電子化を進め、70 誌の内 69 誌を電子ジャーナル化し、教育研究に支障を来さないように配慮している。図書閲覧室に隣接する情報検索室には PC を 12 台設置、活用されている。また、データベースとして SciFinder 及び J&H を導入している。司書の資格を有する専任職員 (嘱託) が 2 名、アルバイトが 2 名配置され、業務を担当している。開館時間は平日の 9:00～17:00 であるが、平日の 17:00～20:00、土曜日の 9:00～16:30 には学生の自主学習のために時間外使用を認めている (図書館時間外利用要綱)。しかし、開館時間の更なる延長を求める声が学生から多く上がっているため、この点は今後の検討課題である。蔵書冊数は和書 40,545 冊、洋書 29,808 冊の計 70,353 冊、所蔵雑誌種数は和雑誌 596 種、洋雑誌 432 種の計 1,028 種である。また、他施設との連携を深めるため、種々の図書館協議会に加え大学図書館コンソーシアム連合に参加している。さらに、学位論文及び各研究室の業績等を中心に機関リポジトリを構築している。</p> <p>岐阜薬科大学附属薬局は、岐阜大学附属病院に隣接して設置されている。処方箋応需業務を実施するとともに、学生実習、卒後教育、実務家教員の研鑽の場として活用している。また、薬草園では約 700 種の薬用植物を栽培、学生の教育のほか、広く市民にも公開している。</p> <p>なお、2 つに分かれているキャンパスの課題を解消し、本部キャンパス近接地 (南側整備候補地) に統合するため、キャンパス整備推進会議を設置して規模や要望等を整理し、キャンパス整備に反映させることとしている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	実務実習室は十分に活用され、附属薬局とともに成果を上げている。また、両キャンパスに保健管理センターを設置し、専任職員を配置して学生の健康管理を実施できている。
改善を要する点	各研究室に学生専用及び教員の居室を設備しているが、十分なスペースが確保されていない。また、図書館の開館時間に関して延長を求める声が多いため、それらの改善が望ましい。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

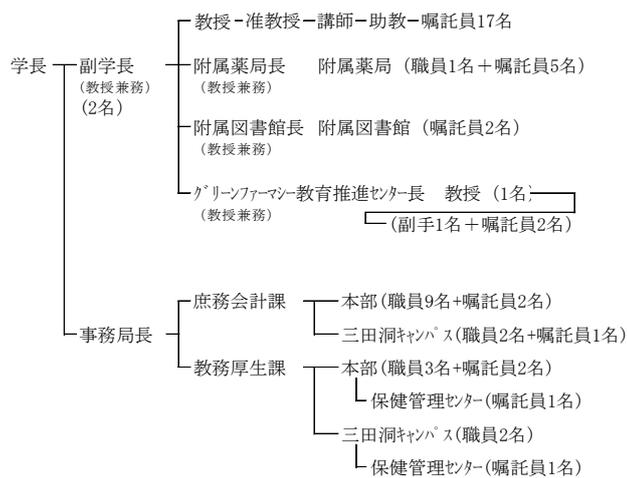
番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学 HP>施設概要</p> <p>学生便覧 P142-155 施設配置図</p>
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>岐阜薬科大学 HP>運動場・その他施設</p>
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二條の二を参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学 HP>本部施設</p> <p>岐阜薬科大学 HP>三田洞キャンパス施設</p> <p>岐阜薬科大学保健管理センター規程</p> <p>岐阜薬科大学 HP>体育館・その他施設</p> <p>岐阜薬科大学 HP>薬草園・子ノ原川島演習園</p>
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学 HP>附属図書館</p> <p>学生便覧</p> <p>岐阜薬科大学付属図書館規程</p> <p>岐阜薬科大学付属図書館時間外利用要綱</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>岐阜薬科大学 HP>研究施設・設備</p>

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務局の体制

本学では、岐阜薬科大学条例第8条及び岐阜薬科大学処務規則第4条に則り、事務局を設置している。事務局内には教職員の福利厚生・保健衛生、予算、決算や諸納入金の出納、施設・設備の管理や庶務等を所管する庶務会計課、教務、補導、就職指導、学生の福利厚生・保健衛生等を所管する教務厚生課を設けている。事務局には事務職員及び技術職員（嘱託員を含む）を配置し、各課に分掌された業務を担当している。その他、各研究室に嘱託員を1名ずつ配置し、研究室の事務業務等を介して研究室運営の補助をしている。さらに、附属施設（附属図書館、附属薬局やグリーンファーマシー教育推進センター）にも職員又は嘱託員を配置して、教員と連携しつつ大学の運営・管理にも協力している。2019年5月1日現在の各組織の職員（嘱託員を含む）の配置状況を以下に示す。



事務局では、庶務会計課、教務厚生課合同で、大学全般における課題を中心に問題の共有化を図り、職員間の連携と調整を密にするように努めている。本学には本部キャンパスと三田洞キャンパスがあるが、両キャンパスに職員を適材適所に配置し、教員と協働して全学生のケアにあたっている。また、職員には人事考課に基づく適正な業務評価が行われており、スタッフ・デベロップメント（以下、SD）についても市などが実施する職場研修や階層別研修などに参加し、資質の向上に努めている。学内に設置された各種

委員会にも事務局職員が配置されて委員会の運営、資料作成、各種手続き等、委員会活動の運営や教員との情報共有が円滑に行える体制を整えている。

事務局職員は岐阜市の定期的な人事異動で配属される岐阜市職員であるため、大学事務員としての専門性が育ちにくく、定期的な異動等により業務の継続性が維持しにくい。これらの問題を解消するため、事務局職員の専門性や継続性を活かして教員と協働する体制の構築方法を模索している。

2) 厚生補導の組織

本学における厚生補導組織として、①教務厚生課（学生の修学補助や部活動等の支援）、②担任・アドバイザー（教員による学生の学習や生活面の支援）、③学生委員会（自治会や部活動などの活動支援）（②と③については「ヌイからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること」を参照）及び④保健管理センターを配置している。

保健管理センターは、岐阜薬科大学保健管理センター規程に基づき、各キャンパスに常勤職員各1名を配置して応急措置などの対応体制を敷いているほか、学校医、学校薬剤師、カウンセラー等を配し、定期及び臨時の健康診断、健康相談・指導、精神衛生に関する相談・助言等を実施している。2019年度には学校医による定期的な保健指導に加えて、メンタルクリニックの医師と臨床心理士によるおよそ月に1-2回ずつのカウンセリングを実施した。また、これまで有償で行っていた感染症抗体検査について2019年度より無償化（入学時に1回、2019年度のみ1~4年次対象）した。なお、抗体検査の結果に基づくワクチン接種については大学後援会による一部費用補助制度も開始し、早期のワクチン接種を啓発した。

3) 社会的及び職業的自立を図るための体制

就職指導は、副学長主導のもとで基本的に各研究室の教員の指導下で学生の希望と適性に応じてきめ細かく行っている。大学に寄せられる就職情報については、基本的に教務厚生課が取りまとめて学生掲示板等を介して周知し5年次及び博士前期（修士）課程1年次を対象とした年3回の学生ガイダンス（2019年度は5月、11月と2月）と本学卒業生による就職説明会（2019年度は4月）を実施している。これらの就職支援により、学生のほとんどが希望する職種（製薬企業、地方自治体、病院薬剤師や薬局薬剤師など）に就職できている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	2つのキャンパス間、教員と職員間の密な連携と学生に対する学習・生活面のケア体制の充実により適切な福利厚生ができています。また、感染症の抗体検査を無償で実施し、ワクチン補助制度を整備した点は評価できる。
改善を要する点	岐阜市職員である事務局職員は定期的に異動するため、事務局としての専門性及び業務の継続性を確保できるような仕組みづくりを確立することが課題である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	岐阜薬科大学処務規則 第4条
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	岐阜薬科大学処務規則 第4条 学生便覧 P126-127
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	岐阜薬科大学処務規則 第4条 学生便覧 P126-127, P129, P134-140
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	岐阜薬科大学処務規則 第4条

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p><学部></p> <p>基本理念と教育目標に基づいた薬学専門職業人を育成するために、基礎教育科目と専門教育科目を有機的に関連付け、1年次から卒業年次まで効率的で一貫した教育課程を編成し、人と環境にやさしい薬学教育を実施するべくCPを設定している。医療薬学コースでは、薬剤師として医療現場に必要な基礎知識・技能はもとより、実践力と研究力が効果的に修得できる教育課程を編成し、創薬育薬コースでは、研究者・技術者・教育者として必要な基礎知識・技能はもとより、医療に関する教養、研究現場に必要な実践力と研究力が修得できる教育課程を編成している。CPの設定を含むカリキュラム編成と実施については、教務委員会において継続して検証しており、大幅な変更を伴う際は教務委員会で原案を作成し、教授会での意見聴取後に学長が決定する体制となっている。現行のCPは、2017年度の本学の6年制薬学科一本化に向け、2016年度に教務委員会でDPとCPの一貫性の確保に留意して原案を作成し、教授会での意見聴取を経て、学長が決定した (H28.12 教授会議事録)。また、2019年11月に教務委員会で見直しの必要性を審議した (R1.11 教務委員会議事録)。</p> <p>APの設定を含む学生募集に関しては、入試委員会において継続して検証しており、大幅な変更を伴う際は入試委員会で原案を作成し、教授会での意見聴取後に学長が決定する体制となっている。最近では、学力の3要素を適切に評価するため、入試委員会で作成した原案をもとに特別選抜出願時に提出する志願理由書及び推薦書が改訂され (H30.6 教授会議事録)、すべての入試区分において調査書を活用することとした (H30.8 教授会議事録)。</p> <p>卒業の要件は岐阜薬科大学学則第36条に定められ、教授会構成員から成る卒業判定会議(最終年度の2月に開催)において規定の単位を修得していることが確認された学生に対して卒業が認められる。現行のDPは、2017年度の本学6年制薬学科一本化に向け、2016年度に教務委員会で原案が作成され、教授会での意見聴取を経て学長が決定した (H28.12 教授会議事録)。</p>	<p><大学院></p> <p>薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程(前期・後期)の2課程で、それぞれAPが設定されている。入学資格は岐阜薬科大学大学院学則第14条に規定され、学生募集要項及び学生便覧に記載されている。薬学専攻博士課程並びに薬科学専攻博士後期課程の選抜では、出願書類(「研究経過等要旨、修士学位論文要旨又は研究・開発業務等の概要」、学業成績証明書、推薦書、「研究に対する抱負及び自己アピール書」)の審査に加えて、学力検査(プレゼンテーションと質疑)及び面接が実施される。また、薬科学専攻博士前期(修士)課程では、学力検査(専門科目・英語)及び面接が実施される。専門科目及び英語の入試問題は、講師以上の教員の中から学長が指名し、研究科委員会の承認を経た出題委員が作成する。最近では、APに対応した入学試験を実施するため、大学院委員会で学力検査(プレゼンテーションと質疑)及び面接の評価基準の改定案が作成され、研究科委員会での意見聴取を経て、学長が決定した (R1.11 研究科委員会議事録)。</p> <p>薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程(前期・後期)の2課程で、それぞれCPが設定されている。各課程では、高度な創薬・健康・環境科学の専門性のほか、関連分野の幅広い基礎知識、広い視野、問題発見・解決能力、自己表現・コミュニケーション能力の醸成を目指した教育プログラムになっている。また、単なる専門家ではなく、「実践力を備え、即戦力となる研究者、技術者、高度医療人」として、社会的ニーズの高い、創薬・健康・環境科学・医療薬学の基礎研究、応用研究及び企画の分野での活躍が期待される人材育成を目指したカリキュラムが構築されている。</p> <p>2課程の修了要件は、それぞれ岐阜薬科大学大学院学則第37条、第38条、第38条の2に定められている。論文の審査は、学長が委嘱する主査及び2名の副査によって行われ、学生の口頭発表及び主査、副査の審査結果の説明に基づき、修士論文審査会議、学位(博士)論文審査会議にて判定する体制となっている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教務委員会を中心にCPが定期的に点検及び改善され、教育の質向上に取り組んでいる点は評価できる。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>DPに基づいた総合的な能力を評価する基準を策定することが望ましい。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五條の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>学生募集要項</p> <p>岐阜薬科大学学則</p> <p>岐阜薬科大学院学則</p> <p>学生便覧</p> <p>学部シラバス</p> <p>大学院シラバス</p> <p>岐阜薬科大学 HP ポリシー 薬学科 薬学研究科薬科学専攻 薬学研究科薬学専攻</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学では、岐阜薬科大学広報委員会規程に基づき、広報委員会が中心となって、①広報及び情報発信に係る基本方針の策定及び推進、②広報誌の編集及び発行、③HP の維持・管理等を所掌し、広報活動及び情報公開を積極的に企画・推進している。

1) 教育研究活動の公表

教育研究上の目的は、本学の理念と薬剤師養成教育に課せられた使命を踏まえて設定されている。医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズに応えられるように、薬剤師や臨床薬学研究者に求められる知識・技能、人間性と倫理観などを持ち合わせた人材を育成することを明確にしている。教育研究上の目的は、HP、学生便覧、大学案内、研究室紹介等に掲載し、学生を含む大学構成員に周知するとともに、社会に公表している。

本学の近未来の基本方針について「教育」、「研究」、「地域貢献」を大学の三つの柱として、全学的な議論を経て岐阜薬科大学中長期計画 2025 (VISION of GPU2025) を作成し、HP において公表している。

2) 教育研究上の基本組織・教員の業績などの公表

教育研究上の基本組織に関する内容は HP や大学案内等を用いて公開している。また、岐阜薬科大学学報、研究室案内や岐阜薬科大学学術情報リポジトリにおいて、教員の教育内容、所有する学位、教育活動及び研究活動をまとめて公表している。これらの教員情報は、常に最新の情報を公開できるよう毎年アップデートすることとしている。各教員はそれぞれの専門領域で中核となる研究を企画・推進・発展させており、これらの成果は論文や学会発表等を介して広く社会に発信するとともに、各研究室の HP 等でも公開している。

[教員の任期制業績評価に関わる外部評価委員会の委員名簿と審査結果](#)、外部審査による機関別評価や分野別評価の審査結果についても HP 上で公表している。

3) 入学者数・在学学生数・卒業後の進路などの公表

学生の受入方針 (AP) は、入学者選抜に関する要項、募集要項及び HP を活用して、入学希望者はもとより社会に対してもその方針を発信している。入学者数、在学学生数、卒業又は修了者数、大学院進学者数や就職者数、その他進学先や就職先等の情報については、毎年作成する大学案内及び大学 HP において公開している。また、大学入試説明

会、オープンキャンパス、大学フェア等に積極的に参加するとともに、講師派遣の依頼を受けた高等学校を積極的に訪問し、AP はもとより、各学科の特色等を説明し、受験生の理解を深めるように努めている。

4) 学修成果評価及び卒業・修了認定に関する公表

授業科目、授業の方法と内容、年間の授業の計画に関すること、並びに学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定の基準に関するについては学生便覧やシラバスなどに詳細を記載している。薬学共用試験 (CBT 及び OSCE) の実施日時、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準は本学 HP にて公表している。

本学の学位授与の方針は、教授会の審議事項であり、各教員は絶えずその妥当性に関して注意を払いながら教育にあたっている。現行の方針は、シラバスにも掲載されている。学生には、入学ガイダンス時に学生便覧及び補助的な資料を用いて副学長が説明をする。また、HP にも掲載されており、学内外を問わず公開されている。

5) 大学設備・大学が徴収する費用、学生支援などに関する公表

本学キャンパスや大学附属薬局、薬草園などの施設及び設備など教育研究環境については学生便覧や本学 HP 上で公表している。

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用や奨学金などの情報に関しては、学生便覧に明記し、HP 上においても公表している。大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康、ハラスメント相談などに係る支援に関しては学生便覧に明記し HP 上においても公表している。学生が修得すべき知識及び能力に関する情報の詳細はシラバスに記載し、評価に関しても具体的な基準を設けて公表し周知している。

6) その他

上記以外にも学生に周知すべき情報やプレスリリースなど外部への情報公開は、学内ルールに則り、刊行物への掲載、インターネットの利用などにより随時公表を行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	全学の議論を経て設定した岐阜薬科大学中長期計画 2025 を HP 上に公表して全教員が丸となって達成に向けて努力している。また、教員の任期制業績評価の外部評価者や結果を HP で公表している。
改善を要する点	各研究室独自の HP については、公開内容に差が見られるため、一定の基準を設けて最新の情報公開に努める必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	岐阜薬科大学 HP 岐阜薬科大学学術情報リポジトリ VISION of GPU 2025 学生便覧 学部シラバス 岐阜薬科大学 HP> 大学案内・研究室案内

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

本学は、岐阜薬科大学学則第2条に「本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」、自己点検・評価委員会規程第1条に「教育研究活動等の状況について恒常的・継続的に自ら点検、評価を行い、その充実向上に努める」と定めている。本学では2006年の大学基準協会による機関別評価以降、2010年には薬学教育評価機構による薬学教育(6年制)第三者評価「自己評価21」、2012年度に4年制博士課程(薬学専攻)自己点検と評価(文部科学省報告)、これと同時に本学独自で博士後期課程(薬科学専攻)自己点検と評価(2012年度)を実施し、さらに2013年の大学基準協会の機関別評価、2014年の薬学教育評価機構の分野別評価を受審した。このように、大学や薬学教育制度の改革に対応して、常に自己点検・評価を実施し外部評価を受けてきた。

1) 現在の内部質保証システム

本学では、教員が任期を限って自己点検を行い、教育・研究の一層の活性化を図ることを目的として1998年2月に「岐阜薬科大学における教員の任期に関する規程」を定め、1998年度より「任期制に基づく教員の総合的業績審査」を導入した。本学教員の任期は5年であり、教員自身による資質向上の努力を引き出すとともに、大学全体を活性化するため、全教員を対象として外部審査員による業績審査・評価を実施し、その外部審査員名と評価結果は本学HP上に公表している。今までの任期制表により、着実に教職員の教育研究活動に対する意識や意欲が高まっている。また最近、教員の教育研究活動や大学運営への参加、地域貢献等を評価する「業績実績・自己評価及び業績考課」(上半期評価10月実施、年間評価1月実施)、グリーンファーマシー教育推進センターによる教育評価の導入により、全教員の意識改革や教育研究活動の質向上は着実に進んでいる。従来は任期制評価のための組織として自己点検・評価委員会を設置したが、2019年度に全学的な教育研究活動の自己点検・評価を統括する組織として改組し、構成員は学長をはじめとして経営委員会委員、教授、学外有識者とした。本委員会は上記学則や規程に基づいて自己点検・評価の統括を行うこととし、教員の研究活動は自己点検・評価委員会の委員と学外有識者が評価し、教育活動はグリーンファーマシー教育推進センターが取り纏め、それに基づ

いて作成された「自己点検・評価報告書」を自己点検・評価委員会で精査することとなった。2020年2月に第1回自己点検・評価委員会を開催し、2019年度の教育評価結果についての審議と教育の質向上に関する改善指示を行った。また、第2回委員会において研究活動等に対する評価を行い、本学の中長期計画の実現に向けての進行状況を確認する。今現在、2019年度の自己点検・評価報告書を作成すべく準備を進めており、本報告書に基づく評価結果は教授会にて意見聴取したのちに教授総会等に報告する予定である。今後の自己点検・評価の内容や方法等は自己点検・評価委員会で策定し、教授会等での議論を経て適宜改良することとしている。

2) 研修・教職協働

本学は、岐阜薬科大学職員服務規程第4条において、「職員等は、研修その他教育を受ける機会を与えられた場合には、全力を傾倒して知識、技能等の修得に努め、かつ、その成果を職務遂行に役立てなければならない。」と定めている。また、岐阜薬科大学大学院学則第31条において「研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の実施」、岐阜薬科大学におけるコンプライアンスの推進に関する規程第4条において「コンプライアンスの推進を図られるよう、教職員への効果的な教育・研修の実施」を明示している。2019年度は学修システムに関するファカルティ・デベロップメント(以下、FD)/SD講習会を2回(6月と11月)、研究活動と不正防止に関するコンプライアンス講習会を1回(1月)、法令遵守アンケートを1回(7月)実施した。また、職員は岐阜市のSD講習会に複数回出席して大学教育等に関する知識の醸成や資質の向上に努めている。FDやSD講習会は定期的の実施しているが、実施内容を組織的に検証するシステムの構築が必要である。

大学運営に関わる各種委員会の以前の構成員は教授、准教授等の一部の教員に限定されていたが、大学運営や教育研究活動における教員と職員の協働を目的として、すべての委員会構成員に助教や職員を加え、全学の教職員が情報を共有するとともに、連携して大学運営に関与するなど、年々教職員協働の意識が高まっている。

3) 学習成果

グリーンファーマシー教育推進センターにおいて講義アンケート等を集計・分析し、必要に応じて改善策を検討している。(基準2のNo.1とNo.2を参照)

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	全学的な内部質保証を統括・実施する自己点検・評価委員会が設置され、一体的な活動を開始している点は評価できる。
改善を要する点	本学の内部質保証システムが構築され機能しつつあるが、内部質保証に対する大学の取組みやその意図が全教職員に周知できていないため、これらに対する全学的なFD教育が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第2条</p> <p>岐阜薬科大学自己点検・評価委員会規程</p> <p>岐阜薬科大学 HP>点検・評価</p> <p>岐阜薬科大学における教員の任期に関する規程</p> <p>岐阜薬科大学教員人事考課実施要綱(含む 様式第1号業績実績・自己評価及び業績考課票)</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当しない
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	該当しない
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学学則 第2条</p> <p>岐阜薬科大学自己点検・評価委員会規程</p> <p>岐阜薬科大学 HP>点検・評価</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学職員服務規程 第4条</p> <p>岐阜薬科大学におけるコンプライアンスの推進に関する規程 第4条</p>
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	岐阜薬科大学大学院学則 第31条
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>岐阜薬科大学職員服務規程 第4条</p> <p>岐阜薬科大学におけるコンプライアンスの推進に関する規程 第4条</p>
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務状況

①財政基盤

本学は、岐阜市を設置者とする市立大学であることから、岐阜市において毎年度の予算編成を行っている。本学の予算は岐阜市一般会計の教育費として計上されている。

②予算編成及び予算執行

本学の予算は、前年度に予算委員会において予算案を作成して経営委員会において審議後、岐阜市に対して概算要求することとなっている。この概算要求の個々の内容に関する岐阜市財政当局のヒアリングを経た後、本学が1年間に得られる一般財源の配分総額が決定される。この総額における教育・研究相当分の使用内訳は予算委員会、教授会において順次審議され、配分が決定されることとなっている。過去5年間の本学の財務状況は、次のとおりである。

財務状況

(単位：千円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
歳入	一般財源	692,852	718,531	792,750	1,025,372	1,082,155
	授業料及び入学 金、検定料	551,650	542,219	531,027	517,123	508,132
	受託研究等収入	121,270	109,665	127,830	152,424	227,852
	補助金等収入	0	6,019	7,197	10,010	1,005
	その他	117,875	137,012	152,482	256,618	151,415
	合計	1,483,647	1,513,446	1,611,286	1,961,547	1,970,559

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
歳出	教育研究経費	211,387	212,948	238,735	582,052	590,307
	一般管理費	405,654	410,655	437,406	437,757	457,924
	人件費	866,606	889,843	935,145	941,738	922,328
	合計	1,483,647	1,513,446	1,611,286	1,961,547	1,970,559

本学の配分総額（歳入）と歳出額は年々増加しており、大学運営の財務状況はおおむね良好であると考えられる。

予算の執行については、岐阜市会計規則に従って事務局で一括管理を行い、外部資金についても岐阜市の公金に準じた方法で執行されている。なお、1年に1回学内全職員を対象とした経理説明会を実施し、不正使用及び不適切な使用等の不正行為の撲滅に向けて万全を期している。

決算については、毎年、岐阜市議会9月定例会において一般会計、特別会計及び公営企業会計が認定され、岐阜市のHPや広報誌等で情報公開されている。また、市の会計

監査とは別に、内部監査（通常監査及び特別監査）も実施し、研究活動上の不正行為等防止を徹底している。

2) 教育研究環境

①教育研究に関する予算

文部科学省科学研究費はもとより、医療人 GP、特色 GP 及び大学院 GP など競争的資金への積極的な公募申請、外部資金の確保については、学長のリーダーシップによる研究者への動機付けが大きく作用しており、学内研究者の意識改革もかなり進んでいると考えられる。また、外部資金の獲得状況は、科学研究費、共同研究費、受託研究費、奨学寄附金、寄附講座のいずれにおいても、件数及び金額ともに年々増加する傾向となっている。

また、本学の教員の教育・研究活動の奨励及び高度な成果が期待される教育・研究の推進を目的として、競争的研究費（特別研究費）を設けているほか、岐阜大学との連携を深め、両大学の研究協力により、新しい切口が見出され、発展し育薬・創薬研究を推進するための競争的研究費（育薬・創薬研究推進支援経費）も設けている。

地方財政の悪化に起因するとはいえ、岐阜市の教育費に対する歳出は毎年歳出額の10%前後を維持しており、その中から本学の教育研究経費として配分されるため、教育研究の水準を維持する最低限のラインまで配分予算は削減されてきている。これらの状況を鑑みて、外部資金の獲得の更なる増加が本学教員の今後の課題と考えられる。

②キャンパス整備

現在、本部と三田洞の2つのキャンパスに分かれているため、学生は4年次進級の際の住居の変更（引っ越し）や実習等のために両キャンパスの往復を余儀なくされている。教員においても講義、実習、会議等のために両キャンパス間を日常的に往復する必要があるため、経済的かつ時間的な損失は大きい。また、三田洞キャンパスでは、耐震工事等は実施して強度に問題はないものの、既に築55年を経過し老朽化が進んでいること、並びに本部キャンパスも含め各研究室が手狭となってきたため、研究室の拡張・修復が必要となっている。これらの課題を解決するため、2019年度にキャンパス整備基本計画を策定し、本部キャンパス南側を候補地として整備、統合する予定である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	競争的資金への積極的な公募申請及び外部資金の確保ができています。
改善を要する点	岐阜市会計規則に基づいた会計システムであるため、臨機応変な経費使用ができない。公立大学設置団体に対する国からの公立大学運営に関する地方交付税基準財政需要額に対し、大学設置団体である岐阜市からの運営費交付金については、毎年増額され、2020年度においては交付率が約90%弱となっているが、更なる交付を岐阜市に要望していく必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>岐阜市会計規則</p> <p>岐阜市ホームページ財政課（予算・決算について）</p> <p>広報ぎふ 2019年10月15日号 P8-9（H30年度岐阜市の決算）</p> <p>教員研究費内訳 （学報 54号、学報 55号）</p>
	<p>大学院設置基準</p>	
②	<p>第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>同上</p>

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

① ICTについて

著しく情報化が進んだ現代社会において情報教育は極めて重要であり、情報収集、情報交換にインターネットは不可欠である。また近年、教育へのICT活用が求められている。そのためには、有線LANやWiFiが利用可能な講義室や学生居室の設置など、インフラ整備が必要である。また、ICT関連教育やICTを利用した成績管理システムの構築なども必要であると考えている。

②学生への支援について

学生の意見が教育や学生生活に反映しやすい環境づくりを目指している。本学には全国から学生が集まっており、親元から離れて単身で生活する学生も多い。そこで、学生の生活に寄り添ったきめ細かな支援が必要と考えている。また、すべての学生が平等に大学生活を送ることが必要であり、障がいのある学生への合理的配慮や、経済的な困窮者に対する支援も必要と考えている。

2) 現状

① ICTについて

本部キャンパスにおいては、情報検索室にPCが12台設置されており、研究室の学生居室においても有線LANやWiFiが利用可能である。三田洞キャンパスの村山記念情報教育センターには45台のPCを設置しており、それらを用いた情報教育を実施している。また、図書館にもインターネットに接続可能なPCが23台設置されており、それらは学生の自主学習等に不可欠な存在となっている。このように、両キャンパスともに、情報教育に関わるインフラ設備はほぼ整備されている。情報検索システムとして、SciFinder及びJ&Hを導入・活用している。薬学生が臨床の現場で実務実習を行うために必要な知識が一定の基準に達しているかについてPCを使って客観的に評価するCBTを実施するために、第2講義室に情報コンセントが設置されており、CBT用のPCが70台準備されている。

1年次の情報基礎実習・情報処理科学では、情報リテラシーに関する講義・実習が行われている。3年次の医薬品情報学においては、ビッグデータからの情報検索及び情報収集に関する講義を行っている。また、4年次の創薬学演習では、「インシリコライブラリースクリーニング」や「医薬品-標的分子ドッキングシミュレーション」などインシリコ創薬に関連した演

習を行っている。本学HPの学生掲示板には「講義日程の変更」や「講義ノート」等がアップされており、学生の情報周知に役立っている。また、実務実習では、「実務実習指導・管理システム」により、学生の出席状況や実習の進捗状況等の確認が可能である。

②学生への支援について

本学の教育の目的を達成するため、必要な学生生活全般にわたる助言・補導を企画・統合・調整してそれぞれ十分な成果を得るように学生委員会（学生委員会規程）が組織され、入学当初の五月祭や秋の大学祭に合わせて学生課外活動の見回りをし、委員会として意見交換を実施している。また、学生の意見を直接聞く機会として、岐阜薬科大学学則細則第2章第5節に基づいて学生教授協議会を設けている。通例、全学生の代表である学生自治会（学生自治会会則）から会長、会計、学祭実行委員長、同会計の各1名及び次年度の会長、会計、学祭実行委員長、同会計の各1名（合計8名）と学生委員会委員が出席し、大学祭の実施報告会や反省会を兼ねて1月頃に本協議会を開催している。学生から挙げられた要望は、該当部署に伝達され建設的に検討され、近年では実習室や体育館へのエアコン設置、講義室の机椅子の改修工事等が実施に至っている。

本学では、岐阜薬科大学学則細則第2章第4節に基づいて、担任制度とアドバイザー制度を設けている。本制度は、学生の修学上、生活上、保健上等の問題について個人的な助言を与えることを目的とし、保健管理センターとも密接な連携を図っている。これにより、学生の健康な生活及び円滑な修学を実現可能にしている。

学内には学生委員会とは別に、岐阜薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第9条及び第10条に基づき、障がいのある学生に対応した施設・環境の整備を行うため「学生等支援検討会」及び「学生等支援委員会」を、岐阜市立学校授業料等徴収条例第6条、岐阜薬科大学入学料、授業料等納入規程第3条に基づき、学資負担者の死亡や長期療養、激甚災害等により納入困難と認められる者（2015年度:0件、2016年度:1件、2017年度:2件、2018年度:6件、2019年度:4件）、外国人留学生等（該当なし）の経済的負担の軽減のため、入学料及び授業料の減免を行う「授業料等減免委員会」（授業料等減免取扱要綱実施細目）を設置している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	1年次からICTに関わる情報関連の講義を取り入れている。学生掲示板を利用した講義日程等の周知も行っている。学生教授協議会や担任、アドバイザーの制度が学生との距離を縮めるうえで重要や役割を果たしている。
改善を要する点	通信速度が遅いシステム等については、順次更新を進める必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	岐阜薬科大学村山記念情報教育センター使用規程 岐阜薬科大学学内委員会設置規程 平成28年度シラバス P19, 25, 120, 140
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	岐阜薬科大学学生委員会規程 岐阜薬科大学学生自治会会則 (学生便覧 P157 に掲載) 岐阜薬科大学学則細則
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	岐阜薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 岐阜薬科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	岐阜市立学校授業料等徴収条例 岐阜薬科大学入学科、授業料等納入規程 岐阜薬科大学授業料等減免取扱要綱 岐阜薬科大学授業料等減免取扱要綱実施細目
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>岐阜薬科大学学則第2条に「本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」、自己点検・評価委員会規程第1条に「教育研究活動等の状況について恒常的・継続的に自ら点検、評価を行い、その充実向上に努める」と定めており、教育研究活動に対する自己分析を内部質保証の一環として位置づけている。</p> <p>全学的な自己分析活動は、自己点検・評価委員会が実施の責任を担っており、教育に関する評価の実務はグリーンファーマシー教育推進センター、研究に関する評価は自己点検・評価委員会が担当することとなっている。グリーンファーマシー教育推進センターの目的は、「本学における全学的な教育施策の企画及び開発並びに教育活動の継続的な改善の推進及び支援により、大学教育の充実と発展に寄与すること」（グリーンファーマシー教育推進センター規程第2条）と定めており、主に教育の方法・内容やシステムの向上により、全学的な教育の質と学生の学修効果の向上を目標として多様な教育支援活動をしている。また、自己点検・評価委員会では、学長をはじめとした経営委員会委員が直接学生との意見交換会を年数回実施することにより学生の意見・要望を「生の声」として直接聞く機会を設け、大学の質保証に努めている。</p> <p>2) 具体的な取組み</p> <p>グリーンファーマシー教育推進センターの教育支援活動の1つとして、講義アンケートの実施、集計と教員へのフィードバックがある。本学で開講されるほとんど講義において、学期の中盤に教材や授業方法等について学生の意見を聴取する「講義についてのアンケート（通称、自由記述型アンケート）」と学期末の講義時に講義内容の詳細を学生に調査する「講義・教材についてのアンケート（通</p>	<p>称、マーク型講義アンケート)」の2種のアンケートを実施している。この2種のアンケートの最大の特長は、講義を行っている学期中にアンケート結果に基づいて講義内容の改良を促すことができる点である。中盤に実施される自由記述型アンケートの結果を踏まえて次回の講義時に教員が講義内容等の改善点を学生に明示し、最後の講義時のマーク型講義アンケートにおいて教員が適切に改善したかを学生が判定するこのシステムは、各教員の講義内容・方法の改良と教育に対する姿勢・意識の向上に繋がるものと考えられる。グリーンファーマシー教育推進センターにおいてマーク型講義アンケートの集計を行っており、その集計結果は次年度に向けた改善の材料として年度終了後に各教員にフィードバックして教育の質向上を図ると同時に、分野ごとに集計して前年度と比較することにより教育の質の確認と現状把握に努めている（No.1）。また、グリーンファーマシー教育推進センターでは薬学科学生の卒業時（薬剤師国家試験終了後）に、本学の薬学教育カリキュラムの評価と学生生活についてのアンケートを実施し、学修効果が高い教育カリキュラムを構築するためのデータ解析を行っている（No.2）。これらの取組みは本学の教育の質保証において主要な取組みであるため、その取組み状況を次に記載した。なお、アンケート調査においては、アンケート結果の分析と質問項目の変更を繰り返しながら、分析調査方法を改良する予定である。経営委員会が実施している学生との意見交換会は、大学自体や教育研究活動に対する学生の視点での意見や要望が明確に回収できるため、本学の質向上に向けた大変重要な取組みである（No.3）。研究マインドをもった薬剤師を輩出するため、研究マインドの醸成に向けた本学独自の取組みをNo.4として紹介する。</p> <p>自己点検・評価を実施するためのこれらの取組みの分析結果は、自己点検・評価委員会においてまとめた後に全学的に公表され、教育研究の改善の取組みに活用している。</p>
--	--

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	教育の質向上を目的とした講義アンケートの分析調査	37
2	学修効果の高いカリキュラムの構築を目的としたアンケートの分析調査	38
3	教育・研究環境の改善を目的とした学生との意見交換会の実施と学生意見への対応	39
4	研究マインドの醸成に向けた取組み	40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	教育の質向上を目的とした講義アンケートの分析調査																																																																																																																					
分析の背景	<p>グリーンファーマシー教育推進センターでは、本学で開講しているほとんどの講義において学生対象アンケートを実施し、講義の教材や内容、教員の意識や熱意等を調査している。その調査結果を集計して自己点検・評価委員会に報告するとともに、全学的に周知することにより各教員の教育に対する姿勢や意識の改良、講義スキルの向上、そして最終的には全学的な教育の質向上を目指している。</p>																																																																																																																					
分析の内容	<p>本学で開講している講義（学外非常勤講師による講義は除く）において、2種のアンケート（自由記述型アンケートとマーク型講義アンケート）を実施し、常に各教員の講義内容・方法の改良と教育に対する姿勢・意識の向上を目指す教育システムをとっている。本アンケートはグリーンファーマシー教育推進センターにおいて教育分野別に集計し、教授会や教授総会を介して全学的に公表するとともに、教員個人にも担当講義に対するアンケート結果をフィードバックしている。また、本センターでは、教育分野ごとの集計結果を昨年集計結果と比較することにより学修効果と教育の質の検証を行っている。</p> <p>本センターにおいて、2018年度と2019年度のマーク型講義アンケートを比較した結果の一例を以下に示す。 （A. 強くそう思う B. そう思う C. そうは思わない D. 全くそうは思わない）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>(1) 教育への意欲・熱意</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>年次</th> <th>A (%)</th> <th>B (%)</th> <th>C (%)</th> <th>D (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎教育科目</td> <td>2018年</td> <td>57.4</td> <td>37.7</td> <td>4.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>51.9</td> <td>34.2</td> <td>5.8</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機化学系</td> <td>2018年</td> <td>56.7</td> <td>39.2</td> <td>2.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>56.9</td> <td>40.7</td> <td>2.4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療薬学系</td> <td>2018年</td> <td>46.7</td> <td>42.7</td> <td>7.9</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>42.9</td> <td>48.6</td> <td>6.8</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>(2) 質問のしやすさ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>年次</th> <th>A (%)</th> <th>B (%)</th> <th>C (%)</th> <th>D (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎教育科目</td> <td>2018年</td> <td>41.1</td> <td>47.7</td> <td>9.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>42.0</td> <td>44.6</td> <td>7.6</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機化学系</td> <td>2018年</td> <td>45.7</td> <td>41.9</td> <td>9.4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>40.4</td> <td>50.1</td> <td>8.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療薬学系</td> <td>2018年</td> <td>42.0</td> <td>41.7</td> <td>11.3</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>38.5</td> <td>47.3</td> <td>10.9</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>(3) 進行速度の適切さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>年次</th> <th>A (%)</th> <th>B (%)</th> <th>C (%)</th> <th>D (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎教育科目</td> <td>2018年</td> <td>46.0</td> <td>43.2</td> <td>9.0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>36.7</td> <td>44.6</td> <td>8.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有機化学系</td> <td>2018年</td> <td>46.9</td> <td>41.0</td> <td>8.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>46.0</td> <td>47.4</td> <td>6.5</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療薬学系</td> <td>2018年</td> <td>48.2</td> <td>38.4</td> <td>9.2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>2019年</td> <td>40.1</td> <td>49.6</td> <td>7.0</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本的にはほとんどすべての教育分野において、講義の内容（問12）や進行（問2、9、10）、教員の授業に対する姿勢（問4、5）など、ほとんどの質問項目に対して90%を超える学生により高評価を得ている。現在の講義の方法や内容、教員の準備状況、教育に対する姿勢や熱意等に関して不満を感じる学生は多くないといえるため、良好な教育体制が構築できていると考えられる。2019年度の結果を2018年度と比較したところ、教育への意欲・熱意や進行速度において最高評価（A）をした学生数が基礎教育科目や医療薬学系の講義では若干減少した。これらの明確な要因は不明であるが、一部科目における担当教員の変更が一因であると考えられた。そこで、今後は高質な教育を施す体制の構築を目的として、教授会・教授総会において講義担当教官に本結果をフィードバックし、次年度の授業での改善を促すことを予定している。</p>	分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)	基礎教育科目	2018年	57.4	37.7	4.0	0.0	2019年	51.9	34.2	5.8	0.0	有機化学系	2018年	56.7	39.2	2.5	0.0	2019年	56.9	40.7	2.4	0.0	医療薬学系	2018年	46.7	42.7	7.9	0.0	2019年	42.9	48.6	6.8	0.0	分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)	基礎教育科目	2018年	41.1	47.7	9.7	0.0	2019年	42.0	44.6	7.6	0.0	有機化学系	2018年	45.7	41.9	9.4	0.0	2019年	40.4	50.1	8.7	0.0	医療薬学系	2018年	42.0	41.7	11.3	0.0	2019年	38.5	47.3	10.9	0.0	分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)	基礎教育科目	2018年	46.0	43.2	9.0	0.0	2019年	36.7	44.6	8.7	0.0	有機化学系	2018年	46.9	41.0	8.5	0.0	2019年	46.0	47.4	6.5	0.0	医療薬学系	2018年	48.2	38.4	9.2	0.0	2019年	40.1	49.6	7.0	0.0
分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)																																																																																																																	
基礎教育科目	2018年	57.4	37.7	4.0	0.0																																																																																																																	
	2019年	51.9	34.2	5.8	0.0																																																																																																																	
有機化学系	2018年	56.7	39.2	2.5	0.0																																																																																																																	
	2019年	56.9	40.7	2.4	0.0																																																																																																																	
医療薬学系	2018年	46.7	42.7	7.9	0.0																																																																																																																	
	2019年	42.9	48.6	6.8	0.0																																																																																																																	
分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)																																																																																																																	
基礎教育科目	2018年	41.1	47.7	9.7	0.0																																																																																																																	
	2019年	42.0	44.6	7.6	0.0																																																																																																																	
有機化学系	2018年	45.7	41.9	9.4	0.0																																																																																																																	
	2019年	40.4	50.1	8.7	0.0																																																																																																																	
医療薬学系	2018年	42.0	41.7	11.3	0.0																																																																																																																	
	2019年	38.5	47.3	10.9	0.0																																																																																																																	
分野	年次	A (%)	B (%)	C (%)	D (%)																																																																																																																	
基礎教育科目	2018年	46.0	43.2	9.0	0.0																																																																																																																	
	2019年	36.7	44.6	8.7	0.0																																																																																																																	
有機化学系	2018年	46.9	41.0	8.5	0.0																																																																																																																	
	2019年	46.0	47.4	6.5	0.0																																																																																																																	
医療薬学系	2018年	48.2	38.4	9.2	0.0																																																																																																																	
	2019年	40.1	49.6	7.0	0.0																																																																																																																	
自己評価	<p>本学の講義全体に対してほとんどの学生から良好な評価を得ており、現行の教育評価方法は十分に機能しているものと考えられる。また、本アンケートの集計結果を受けて、多くの科目においては次年度での改善が確認できているため、各教員の教育に対する姿勢や意識の向上に繋がっているようにも見受けられる。また、アンケートの質問内容については学生の真の意見を引き出せるよう常に改良している。実際、2019年度まで実施していたアンケート内容では、講義の方法や教員の取組みのみに特化し、主要なDPであるグリーンファーマシーに関する知識の醸成についての言及がないため、2020年度以降は質問内容の一部を改訂予定である。</p>																																																																																																																					
関連資料	<p>学部シラバス 2019年度 講義・教材についてのアンケートの集計結果 講義・教材についてのアンケート（2018年度と2019年度の比較）</p>																																																																																																																					

タイトル (No. 2)	学修効果の高いカリキュラムの構築を目的としたアンケートの分析調査
分析の背景	<p>グリーンファーマシー教育推進センターでは、国家試験対策委員会とともに薬剤師国家試験受験後の薬学科6年次の学生を対象として、6年間の教育カリキュラム及び国家試験対策、学生生活に関するアンケートを実施し、本学の教育課程の質、学生の薬学教育に対する取組み等を調査している。その調査結果を集計して自己点検・評価委員会に報告するとともに、教務委員会と連携・協働して本学の教育課程の質向上を目指している。</p>
分析の内容	<p>グリーンファーマシー教育推進センターでは、国家試験対策委員会とともに、卒業前の薬学科6年次の学生を対象として、6年間のカリキュラム及び国家試験対策、学生生活に関するアンケート調査を実施している。本アンケートの分析調査を行うことにより、学修効果の高い教育カリキュラムの編成を目指している。本センターにおいて、2018年度と2019年度のカリキュラム評価を集計し比較分析した結果の一例を以下に示す。(1. 非常にそう思う 2. おおむねそう思う 3. どちらともいえない 4. あまりそう思わない 5. 全くそう思わない 6. わからない)</p> <p>(1) 勉学への取組み自己評価 (2) 進路決定への講義の影響 (3) 基礎教育科目の開講数 (4) 専門教育科目の開講数 (5) 卒業研究の充実度 (6) カリキュラムの総合満足度</p> <p>カリキュラムの満足度に関するほとんどすべての設問に対し、半数以上の学生が高評価の回答をしている(問22~27、問29)。また、専門科目の医療基礎薬学系及び医療薬学系の科目においてもカリキュラム編成への満足度は高い評価を得ているため(問19、20)、現行の6年間の薬学教育カリキュラムは学生にとって満足でき、学修効果がおおむね良好であると判断された。2019年度のアンケート結果から、カリキュラムの総合満足度(6)は高いものの、基礎教育科目(3)、専門教育科目(4)ともに講義数が多いと回答した学生数が多いことから、より学修効率の高いカリキュラムにするためには学修内容が類似した科目の統合・再編が必要かもしれない。また、講義内容が進路決定に影響したと答えた学生数が半数以上いたことから、薬学系職種の紹介や体験等の進路支援を関連付けた授業には一定以上の効果があったが、更なる充実の必要性があると示唆された。2018年度と2019年度の比較において、卒業研究の充実度(5)の最高評価は若干増加しているため、多くの学生が満足できる研究教育活動が実施されていると考えられた。本分析結果は自己点検・評価委員会に報告後、講義アンケート結果と併せてカリキュラム改善のための資料とする予定である。</p>
自己評価	<p>本アンケートの分析調査の結果、本学の教育システムに関しておおむね高評価を得ていると判断できる。教育の効果は長期的な視点で観察する必要があるため、継続的に調査分析を実施し、その経年的調査の結果についても自己点検・評価委員会に報告して学修効果の高い教育システム・課程の編成のためのデータとして蓄積する予定である。また、調査の実施時期が卒業直前であり記憶が薄れた可能性も否定できないため、調査の精度を高めるために複数回に分けて実施する必要があるかもしれない。</p>
関連資料	<p>2019年度 薬学科カリキュラムについてのアンケートの集計結果 薬学科カリキュラムについてのアンケート (2018年度と2019年度の比較)</p>

タイトル (No. 3)	教育・研究環境の改善を目的とした学生との意見交換会の実施と学生意見への対応	
分析の背景	<p>本学は1学部2学科という小規模の大学であるが、学生と教員の距離が近いというメリットがある。このメリットを生かし、経営委員会委員が学生の意見・要望を「生の声」として直接聞く意見交換会を実施し、教育課程の改善、施設の整備に活かしてきた。</p>	
分析の内容	<p>1) 学生との意見交換会の実施</p> <p>2016年度から開始し、以下に示す日程で各学年の学生との意見交換会を実施した。</p> <p>(1) 2016年度：第1回2016年12月15日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科2年次と経営委員会委員4名；第2回2017年1月12日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科3年次と経営委員会委員4名；第3回2017年1月18日、三田洞キャンパス大ホール、薬科学科2年次と経営委員会委員4名；第4回2017年1月19日、三田洞キャンパス大ホール、薬科学科3年次と経営委員会委員4名</p> <p>(2) 2017年度：第1回2017年6月7日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科2年次と経営委員会委員5名；第2回2017年6月14日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科2年次と経営委員会委員5名；第3回2018年1月17日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科1年次Aと経営委員会委員5名；第4回2018年1月18日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科1年次Bと経営委員会委員4名</p> <p>(3) 2018年度：第1回2018年9月26日、本部キャンパス大学院講義室、4年次と経営委員会委員6名；第2回2018年9月27日、本部キャンパス大学院講義室、4年次と経営委員会委員6名；第3回2018年10月10日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科1年次Aと経営委員会委員6名；第4回2018年10月24日、三田洞キャンパス大会議室、薬科学科1年次Bと経営委員会委員6名</p> <p>(4) 2019年度：第1回2019年11月6日、三田洞キャンパス大ホール、薬科学科1年次と経営委員会委員10名</p> <p>2) 学生からの意見・要望への対応</p> <p>意見交換会で学生から出された意見・要望については経営委員会にて対応を協議し、実現可能な項目から新たな予算化も含め、以下のように対応し改善に努めてきた。</p>	
自己評価	<p>学生と直接意見交換する昼食会を開催し、学生から多くの意見・要望を得た。その中で、多くの学生に共通する建設的な意見・要望に対しては経営委員会にて対応を協議し、優先順位に従い、必要に応じ予算化を行い対処してきた。学生目線の意見・要望に対応することで、本当に必要な教育・環境整備を適正に効率よく推進することができたと判断する。</p>	
関連資料	<p>2016年度 学生意見交換会写真 2018年度 学生意見交換会写真</p>	

タイトル (No. 4)	研究マインドの醸成に向けた取組み																													
分析の背景	<p>近年の医療創薬技術の進展やチーム医療の推進により、チーム医療の中核を担う薬剤師には薬の専門家として患者に寄り添って質の高い医療を提供する「臨床マインド」が求められているが、それ以上に今後の医療の発展に貢献するために、常に臨床現場や創薬において課題を探索・発見し、科学的根拠に基づいて解決する高い「研究マインド」が求められている。本学では、入学直後から卒業まで多くの授業科目や特別実習等を通して、「研究マインド」をもつ薬剤師の醸成に取り組んでいる。</p>																													
分析の内容	<p>1) PBL 型演習による問題解決能力、プレゼンテーション能力の育成</p> <p>1年次の「薬学概論」、2年次の「有機化学演習」、「物理化学演習」と「生物化学演習」時に行うPBL型演習、3年次の「総合創薬育薬演習」、「総合医療薬学演習」により、与えられた課題に対して小グループ（1グループ6-8名）で協力・分担して調査し、プレゼンテーションを行うPBL（Problem-Based Learning）型演習を実施している。薬学概論では、薬学を取り巻く環境や薬学を履修する必要性や重要性について理解することを目的として、薬に関する基礎知識から創薬技術や疾病に関する基礎的内容を題材として扱っている。2年次と3年次のPBL型演習では、薬学専門教育の授業で学んだ知識と今現在の医療現場での問題を課題として与え、科学的根拠や論文調査を駆使して新規治療薬の開発法や新規治療法の提案をするといった高度かつ実践的内容を題材として科学的かつ論理的な思考、倫理的配慮の醸成を目指している。学年が進むにつれて難しい課題になっているにも拘らず、発表内容やプレゼンテーション力の上達が見られている。</p> <p>2) 特別実習を通じた総合的な研究マインドの育成</p> <p>上記PBL型演習等で学んだ研究マインドの醸成の集大成として、研究室配属後に行う特別実習（卒業論文研究）を位置づけている。特別実習では、各研究室の専門分野において重要かつ未知の研究テーマに対し学生はその課題を解決すべく今まで学んだ薬学知識を基礎として研究論文等の情報収集と計画的な研究を繰り返すことにより独力で結果を見出すこととしている。研究室に所属する研究指導教員や研究指導補助教員は研究の計画や結果の解釈等に対して適宜指導や意見交換を行うが、研究マインドの醸成に向けて学生の主体性を重視するように配慮している。さらに、研究マインドの向上については、毎年末に学生本人の自己評価と指導教員がルーブリック評価にて確認している。</p> <p>薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に伴って6年制薬学科の臨床教育の充実化が求められ、特別実習に費やす時間の短縮を余儀なくされている。そこで、2018年度以降は従来の4年次からの研究室配属を見直し、研究室配属と卒業論文研究（特別実習）開始時期を3年次後期からに変更した。3年次に行う特別実習は毎週月曜日と火曜日の午後のみ（三田洞キャンパスからバス3台を利用して本部キャンパスへ移動）であるが、早期から研究活動に参加することにより学生のモチベーションの向上と研究マインドの育成には効果的であるように思われる。</p>																													
自己評価	<p>本取組みを通して、低学年時より学生の研究活動に対するモチベーションが高まり、全学的に研究論文数が増加した（アメリカ国立衛生研究所の情報検索システム Pub Med において、2014年度95件→2018年度205件）。またそれと同時に、右表に示すように、各種学会での発表において、本学学生の学会賞（優秀発表賞や奨励賞等）の受賞件数も増加していることから、本取組みは学生の研究マインド（研究計画力、遂行力とプレゼンテーション力）の育成において着実に結果を残すことができていると考えられる。2019年度より、教育課程において創薬・育薬等に携わる研究者を育成する「創薬育薬コース」と高度な医療知識を有する医療や行政に従事する薬剤師を養成する「医療薬学コース」の2コースを設置しているため、今後はこれらコースの修得と本取組みの併用効果についても調査していきたいと考えている。</p> <p>今現在はキャンパス間をバスで移動しており、教育指導が手薄になるとともに時間的な無駄が多いため、早期のキャンパス統合が望まれる。</p>	<p>本学学生の学会賞受賞数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>上半期</th> <th>下半期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2014</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>2017</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>2018</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>2019</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>上半期：4月-9月、下半期：10月-翌年3月</p>	年度	上半期	下半期	合計	2014	4	4	8	2015	13	8	21	2016	10	11	21	2017	14	14	28	2018	10	8	18	2019	18	-	-
年度	上半期	下半期	合計																											
2014	4	4	8																											
2015	13	8	21																											
2016	10	11	21																											
2017	14	14	28																											
2018	10	8	18																											
2019	18	-	-																											
関連資料	<p>学部シラバス 受賞（学報第45-55号）</p>																													

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、建学の精神である「強く、正しく、明朗に」をモットーに高邁な人格形成と、「グリーンファーマシー」（ヒトと環境にやさしい薬学、安全・安心を提供できる薬学）を基本理念とした薬学教育を通じ、ヒトの健康と福祉に貢献できる人材の育成に努めてきた。また、岐阜薬科大学中長期計画 2025（VISION of GPU2025）において、「教育」、「研究」、「地域貢献」を大学の三つの柱として、高度な研究に裏付けられた教育のできる大学として、また伝統的に培ってきた創薬に関する教育・研究の成果を世界に発信できる大学として、次世代を切り拓く強い大学に向けてより一層の発展を続けていくことを目標としている。</p> <p>「教育」として、本学の教育理念は「グリーンファーマシーに基づく薬学専門職業人の育成」であり、薬学科の教育目標は「グリーンファーマシーを実践できる薬剤師を養成すること」である。また、大学院における教育目標は「グリーンファーマシーを基盤として豊かな学識と優れた人格を醸成し、薬学領域において自立して創造的研究を遂行できる研究者・技術者及び医療現場で指導的役割を担う薬剤師を育成すること」としている。さらに、学部教育では「ヒトと環境にやさしい薬学（グリーンファーマシー）を理解し、実践できる」ことを DP に定め、薬学教育の柱である「グリーンファーマシーを実践できる人材の育成」を目指している。No.1 として本取組みの概要を紹介する。また、学生の更なる学修・研究意欲の向上、活力の醸成、将来に向けてチャレンジすることを経済的に支援する「独自の学生支援奨学金制度（No.2）」も設けている。</p> <p>医療の高度化・多様性やグローバル化に伴う医療システムの変化に対応できる薬剤師の質の向上が求められており、大学としてはこれら社会のニーズにあった薬剤師を育成する必要がある。そこで、「地域貢献」の目標としては、一般市民並びに薬剤師を対象とした市民公開講座や薬剤師生涯教育講座などの実施、また、国際交流及び産官学と</p>	<p>の連携を積極的に行うことにより、教育・研究の成果を「健康科学」を中心とした地域の知的クラスターとしての活動に発展させることとしている。具体的には、附属薬局が中心となって、地域の薬剤師の生涯学習支援体制を充実し、地域住民に対する保健・福祉知識の啓発を行う。社会のニーズに対応できる薬剤師の育成を図るため、附属薬局リカレント教育の受講生（薬剤師）のうち一定の要件を満たした薬剤師には、「地域リーダー薬剤師」としての認定証を本学より交付する制度を設けている。No.3 として「薬剤師教育のための研修講座の開催」を紹介する。</p> <p>薬学教育モデル・コアカリキュラムにおいて新たに定められた「薬剤師の災害時の役割や地域における災害医療体制の教育項目」を学生に効率的に学ばせるため、本学では産学連携のもと 2017 年に災害支援薬局車両モバイルファーマシーを導入し、これを利用した講義や実習を進めている。また、災害時の医薬品供給に関わる研究や地域での災害対策事業に実際に学生を参加させ、災害医療の必要性を体得させている。最近導入されたこの試み「災害支援薬局車両を活用した災害医療に関する教育・研究・地域貢献の推進」を No.4 として紹介する。</p> <p>本学では、近隣の大学間や産学の連携（民間企業による寄附講座の設立等）を強化することにより教育・研究・地域貢献を推進している。その取組みを No.5 にまとめる。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	グリーンファーマシーを実践できる人材の育成	45
2	独自の学生支援奨学金制度	46
3	薬剤師教育のための研修講座の開催	47
4	災害支援薬局車両を活用した災害医療に関する教育・研究・地域貢献の推進	48
5	寄附講座設立、他大学との連携及び外部資金獲得による教育・研究・地域貢献の推進	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	グリーンファーマシーを実践できる人材の育成
取組の概要	<p>本学では、教育理念として「ヒトと環境にやさしい薬学（グリーンファーマシー）に基づく薬学専門職業人の育成」を掲げている。また、学部教育の CP では「薬剤師として必要な人と環境に配慮できる豊かな人間性と確固たる倫理観・使命感を培うヒューマニズム教育とエコロジー教育を意識した基礎及び専門教育課程を編成する」、DP では「ヒトと環境にやさしい薬学（グリーンファーマシー）」を理解し、実践できると定めている。これらを実践するために、本学では「グリーンファーマシーを実践できる人材の育成」を主軸として教育課程を編成し、ヒトと環境にやさしい薬学教育を実施している。</p>
取組の成果	<p>“グリーン”には、安心、安全、環境への配慮などの意味が込められており、グリーンファーマシーを実践できる人材の育成のためには、深い薬学に関する学理・技術とともに、ヒトと環境に配慮できる、豊かな人間性と確固たる倫理観を身につける「ヒューマニズム教育」と、常に環境を意識し地球環境を守る倫理観を養う「エコロジー教育」が大切である。</p> <p>本学では 54 科目にわたる授業の中で、ヒューマニズムとエコロジーの精神に関する事項が具体的に到達目標として取り上げられており、このグリーンファーマシーの理念に基づいた教育は、さらに総合的に、研究室及び医療実務実習におけるマンツーマンの指導により一層の充実が図られている。それぞれの教育に関する到達目標を設定している授業科目を以下に列記する。（詳細についてはシラバス参照）</p> <p>①ヒューマニズム教育</p> <p>「対人関係と倫理」—薬学概論、生命倫理学やコミュニケーション論など合計 16 科目</p> <p>「医薬品と倫理」—医療制度論、実践社会薬学や医薬品情報学など合計 14 科目</p> <p>「研究心と倫理」—先端医療学、生体情報学や医薬品開発学など合計 14 科目</p> <p>②エコロジー教育</p> <p>「環境と倫理」—地球環境論、応用天然物化学や代替医療論など合計 13 科目</p> <p>「研究技術と倫理」—有機合成化学、医薬品科学や創薬学など合計 6 科目</p> <p>ヒューマニズム教育とエコロジー教育に関わる科目や授業内容についてはシラバス中に明示（シラバス科目名の右側に☆印、講義内容の後ろに★）し、授業においても担当教員が該当内容を詳しく説明することとしている。また、グリーンファーマシーに関する理解度の評価については、授業の担当教員が個別に実施することとしている。</p> <div data-bbox="890 875 1458 1301" style="text-align: center;"> </div>
自己評価	<p>本学のカリキュラムマップからも明らかなように、ヒューマニズム教育とエコロジー教育に関する授業科目が 1～6 年次までバランスよく配置されているため、「グリーンファーマシー」に関する知識と技能を効率よく学ぶ教育課程が編成できていると考えられる。昨年度までは学生の理解度の評価は授業の担当教員に一任されていたため、2020 年度以降は学生のグリーンファーマシーに関する理解度や習熟度の適正な評価を目的としてグリーンファーマシー教育推進センターが中心となって評価結果を一元管理すること、並びにマーク型講義アンケートにおいてグリーンファーマシーに関する理解の程度と学んだ内容を明記する項目を新たに設けることとした、また、本センターでは今後グリーンファーマシーに関する評価結果の蓄積と継続的な分析を実施し、教育の質向上と最適な評価システムの構築を目指すこととしている。</p>
関連資料	<p>岐阜薬科大学 HP 学部シラバス</p>

タイトル (No. 2)	独自の学生支援奨学金制度																																													
取組の概要	<p>本学独自の学生支援奨学金制度として、村山記念奨学金、村山記念国際交流奨学金及び成長支援助成金（チャレンジ助成金）を設立し、学生に対する経済的支援を行っている。</p>																																													
取組の成果	<p>1) 村山記念奨学金・村山記念国際交流奨学金</p> <p>村山記念奨学金は、本学学生の更なる学修・研究意欲の向上と活力の醸成により、本学の一層の活性化を図るため、卒業生からの寄附を基に設立された奨学金である。薬学科5年次に進級した学生及び薬科学科卒業後本学大学院博士前期（修士）課程に進学が確定した学生のうち、学業成績や勉学姿勢が特に優秀で、他の学生の範となる者に年額25万円を2年間給付（返還不要）する。奨学生の選考・決定は、1年次から4年次までの学業成績の上位者の中から、人物を勘案して行っている。</p> <p>また、卒業生からの寄附をもとに、本学における国際交流の一層の進展を図れるよう、教育・学術研究の振興に資することを目的とした村山記念国際交流奨学金も設立されている。本学では、米国の臨床薬学教育を体験するためフロリダ大学薬学部に学生を派遣しており、国際交流委員会において選考された派遣学生に対し20～50万円の範囲で本奨学金を給付（返還不要）している。</p> <p>2) 成長支援助成金（チャレンジ助成金）</p> <p>成長支援助成金（チャレンジ助成金）は、本学学生が将来に向けての目標を明確にもち、その夢の実現を目指して意欲的に取り組むことを支援するために、本学同窓会教育・研究基金から給付される助成金である。(1)正課授業・課外活動の枠を超えた自主的・主体的な活動のうち、学内外のコミュニティ形成を促進する活動、本学の教学の理念を活かして社会の要請に応える活動を計画する者、(2)専門職学位取得を目指し、MBA等に入学する者、(3)博士課程・博士後期課程に進学する者などに対し、年額10～50万円の範囲で在学中1回、1年のみ給付（返還不要）される。助成金を受ける者及び助成金の額は、経営委員会が人物と計画を勘案し決定している。</p> <p>3) 村山記念奨学金・村山記念国際交流奨学金・成長支援助成金 給付実績（過去5年間）</p> <table border="1" data-bbox="300 1171 1337 1641"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2015年度</th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">村山記念奨学金</td> <td>人数</td> <td colspan="5">毎年度24名（薬学科5年・6年各8名、修士課程1年・2年各4名）</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td colspan="5">毎年度600万円（各25万円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村山記念国際交流奨学金</td> <td>人数</td> <td>4名</td> <td>4名</td> <td rowspan="2">派遣中止のため 給付なし</td> <td>6名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td>80万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成長支援助成金</td> <td>人数</td> <td>12名</td> <td>13名</td> <td>17名</td> <td>8名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td>150万円</td> <td>175万円</td> <td>180万円</td> <td>110万円</td> <td>80万円</td> </tr> </tbody> </table>			2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	村山記念奨学金	人数	毎年度24名（薬学科5年・6年各8名、修士課程1年・2年各4名）					給付総額	毎年度600万円（各25万円）					村山記念国際交流奨学金	人数	4名	4名	派遣中止のため 給付なし	6名	4名	給付総額	80万円	100万円	150万円	100万円	成長支援助成金	人数	12名	13名	17名	8名	5名	給付総額	150万円	175万円	180万円	110万円	80万円
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度																																								
村山記念奨学金	人数	毎年度24名（薬学科5年・6年各8名、修士課程1年・2年各4名）																																												
	給付総額	毎年度600万円（各25万円）																																												
村山記念国際交流奨学金	人数	4名	4名	派遣中止のため 給付なし	6名	4名																																								
	給付総額	80万円	100万円		150万円	100万円																																								
成長支援助成金	人数	12名	13名	17名	8名	5名																																								
	給付総額	150万円	175万円	180万円	110万円	80万円																																								
自己評価	<p>学業成績や勉学姿勢が特に優秀な学生や意欲的に活動する学生等に対して本学独自の給付型奨学金を支援することにより、学生が学修に専念できるような体制が整備できていると判断する。</p>																																													
関連資料	<p>岐阜薬科大学村山記念奨学金規程 岐阜薬科大学HP>村山記念奨学金 岐阜薬科大学村山記念国際交流奨学金規程 2020年度岐阜薬科大学成長支援助成金（チャレンジ助成金）公募要領</p>																																													

タイトル (No. 3)	地域薬剤師を対象とした研修講座の開催による地域貢献の推進
取組の概要	<p>地域の薬剤師の研鑽の場として、岐阜薬科大学薬剤師生涯教育講座と岐阜薬科大学附属薬局リカレント講座Ⅰ及び同講座Ⅱを開講している。リカレント講座Ⅰ及びⅡの受講者の中で要件を満たした薬剤師を「岐阜薬科大学地域リーダー認定薬剤師」に認定している。</p>
取組の成果	<p>1) 岐阜薬科大学薬剤師生涯教育講座について 地域の薬剤師を対象に最新の医療及び薬学の情報を提供することを目的として、1996年に薬剤師生涯教育講座を開講した。本講座は本部キャンパスの大学院講義室を使用し、平均して50名程度の受講生を対象に年8回、5月から12月に開講している。本講座は、日本薬剤師研修センター単位認定講座である。本学の教員のほか、臨床医、病院及び薬局の薬剤師などに依頼し最新の話題を提供している。</p> <p>2) 岐阜薬科大学附属薬局リカレント講座（Ⅰ・Ⅱ）について 地域の薬剤師（主として薬局薬剤師）の生涯学習（リカレント）の一環として、本学附属薬局を開設した1998年より毎年開講し、薬学知識や新しい技能の習得の継続をサポートしている。2016年度からは、本講座に2つのコースを設け、リカレント講座Ⅰは代表的な疾患の治療法や治療薬に関する内容、リカレント講座Ⅱは地域医療に特化した内容として提供している。本講座は、日本薬剤師研修センター単位認定講座であり、また、JPALS研修会コードが設定されている。</p> <p>①リカレント講座Ⅰ 本学附属薬局の講義室を使用し、平均して40名程度の受講生を対象に年6回、5月から11月に開講している。各講座は、「新規治療薬の情報提供及びその服薬指導のポイント」と「薬物治療に関する講演」で構成される。服薬指導のポイントの説明は、本学附属薬局薬剤師（教員）が行っている。また、薬物治療に関する講演は、岐阜大学医学部附属病院の臨床医が、最新の知見を踏まえて行っている。</p> <p>②リカレント講座Ⅱ 本学の講義室と実習室を使用し、平均30名程度の受講生を対象に年6回に開講している。地域包括ケアシステムで活躍できる薬剤師の養成を目指した内容とし、地域医療分野において著名な医師や大学教授等を講師として依頼している。また、各講座は講演のみでなく演習を取り入れた構成としている。</p> <p>3) 岐阜薬科大学地域リーダー認定薬剤師 地域包括ケアシステムが推進される上で、地域住民が安心して安全な薬物治療を受けることができる薬の専門家として広い知識と練磨された技能を有し、かつ、信頼される薬剤師を育成することを目的として認定制度を定めた。新規認定要件は右の通りである。2016年度は13名、2017年度は6名、2018年度は3名、2019年度は1名を認定しており、地域薬剤師の育成の一助を担っていると考えている。また、リカレント講座の最終回には受講者にアンケートを実施しており、講座の内容に関して高い評価を得ている。</p> <div data-bbox="949 1256 1481 1525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【地域リーダー認定薬剤師新規認定要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リカレント講座Ⅰに6割以上、リカレント講座Ⅱに全回出席していること ・リカレント講座Ⅱの受講後に課題レポートを提出していること ・日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師としての識見を備えていること ・病院又は薬局において薬剤師として5年以上の勤務経験を有すること </div>
自己評価	<p>受講者アンケートでの要望を参考にした講義内容とすることにより、地域のニーズにより合致した講座を提供できている。薬剤師生涯教育講座とリカレント講座の両講座間の相違が不明瞭な部分があり、同じ年度内で同様の内容の講義が重複する可能性がある。そのため、各講座の特徴をより一層明確にし、講義内容の事前調整を密にする。</p>
関連資料	<p>H31 薬剤師生涯教育講座 R1 リカレント講座（Ⅰ・Ⅱ）一覧 岐阜薬科大学地域リーダー認定薬剤師制度規程 岐阜薬科大学地域リーダー認定薬剤師認定審査委員会設置規程 附属薬局 HP > 地域リーダー認定薬剤師認定者一覧</p>

タイトル (No. 4)	災害支援薬局車両を活用した災害医療に関する教育・研究・地域貢献の推進
取組の概要	<p>薬学教育モデル・コアカリキュラムでは、薬剤師の災害時の役割や地域における災害医療体制の教育項目が規定されており、本学では2017年から産学連携で災害支援薬局車両モバイルファーマシーを導入し、これを利用した講義や実習を進めてきた。さらに、災害時の医薬品供給に関わる研究や地域での災害対策事業を学生も参加して進めてきた。</p>
取組の成果	<p>1) 学部教育における災害医療教育の推進について</p> <p>薬学教育モデル・コアカリキュラムにおいて、災害医療教育は①災害時医療について概説できること、②災害時における地域の医薬品供給体制・医療救護体制について説明できること、並びに③災害時における病院・薬局と薬剤師の役割について討議することが求められている。</p> <p>本学では、最先端の災害医療について、3年次に薬剤師による災害医療支援の実例を講義にて紹介するとともに、モバイルファーマシーの見学を行っている。5年次の本学附属薬局における実務実習においても、英国のMIMMS (Major Incident Medical Management and Support) で提唱されている災害医療の基礎、我が国における災害医療関連の法体制及び災害医療の歴史について講義し、学生の卒業後の進路を踏まえて、薬局薬剤師、病院薬剤師、行政、医薬品関連企業の立場での災害時の薬剤師の役割についてグループ討議を行っている。また、モバイルファーマシーを用いて、災害時の調剤を想定した模擬災害処方箋に基づいた調剤方法を考える実習を実施しており、実際にモバイルファーマシーの搭載医薬品を見ながら代替薬の提案などを検討する演習を行っている。講義後の学生アンケートから、このような教育は災害医療に対する学生の知識や技能の向上に有益であると分析している。</p> <p>2) 災害時の薬剤師の役割や医薬品供給に関する研究の充実について</p> <p>本学では、大規模災害時に薬剤師免許を持ち臨床経験のある教員が、国内外の被災地において医療支援活動を行うことにより、災害時の薬剤師の役割についての実践的な研究を行っている。また、得られた知見を講義等で学生に教育することによって災害医療教育にも応用している。熊本地震で医療支援を行った教員からの報告に基づき、モバイルファーマシーを導入して医薬品の保管条件に関する研究なども実施しており、災害時の薬剤師の活動の基礎となるエビデンスの構築を行っている。</p> <p>3) 地域と共同した災害対策の充実について</p> <p>本学では、岐阜市総合防災訓練などの災害対策イベントにモバイルファーマシーを出動させ、多職種連携の災害訓練で医薬品供給での薬剤師の職能に関する啓蒙活動を行っている。また、岐阜県薬剤師会や行政などと連携して、災害時の医療活動に関する研修会を定期的に開催している。さらに、2019年度から、名古屋市立大学と共同で文部科学省の「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」に採択され、「進化型実務家教員養成プログラム」として、災害医療を指導できる人材の育成を行っている。受講者アンケートでは、災害医療の知識習得に有益なプログラムとして評価されている。</p>
自己評価	<p>本学では、薬学教育モデル・コアカリキュラムにおいて規定されている災害医療教育に加えて、モバイルファーマシーを用いて、日本災害医学会災害医療認定薬剤師の資格をもつ教員らが、実際の災害医療支援活動を踏まえた教育を実施している。また、地域で連携した多職種による災害訓練や研修会を実施しており、文部科学省の受託事業として災害医療に関連した人材育成も取り組んでいる。これらの取組みについて、2020年度以降に効果の検証を行い、必要な改善について協力組織とともに検討することとしている。</p>
関連資料	<p>読売新聞 (2017年4月6日朝刊) 広報ぎふ (2018年11月1日号)</p>

タイトル (No. 5)	寄附講座設立、他大学との連携及び外部資金獲得による教育・研究・地域貢献の推進																																																																																							
取組の概要	<p>社会のニーズに適切に対応できる研究を進めるため、民間の企業からの支援を得て5つの寄附講座を設立した。また、教育・研究・地域貢献を目的として、岐阜大学、名古屋大学医学部・大学院医学系研究科及び名古屋市立大学との連携を推進している。さらに、本学の教職員が一丸となって積極的に外部資金獲得を目指して努力している。</p>																																																																																							
取組の成果	<p>1) 寄附講座設立</p> <p>現行の研究室の体制では、教育・研究領域に限界があり、社会に求められるニーズに十分に答えることはできない面がある。そこで、社会のニーズに適切に対応できる研究を進めるために民間の企業からの支援を得て、5つの寄附講座（香粧品健康学講座、地域医療薬学講座、バイオメディカルリサーチ講座、在宅チーム医療薬学講座、先進製薬プロセス講座）を設立して、教育・研究・地域貢献に関わる諸活動を推進している。</p> <p>2) 他大学との連携強化</p> <p>本学は、本部キャンパスと隣接する岐阜大学の医学・工学の教育・研究組織と連携して「岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科」を設置して連携活動を行っている。また、「岐阜大学大学院医学系研究科・岐阜薬科大学相互研究発表会」あるいは岐阜健康長寿・創薬推進機構による「医薬獣連携研究会」を毎年実施している。さらに、名古屋大学医学部・大学院医学系研究科及び名古屋市立大学とは、それぞれ連携学術協定を締結することにより、近隣の東海地方の各大学とも連携し、教育・研究の強化を図っている。</p> <p>3) 外部資金獲得</p> <p>本学教員が獲得する科学研究費補助金、受託研究費及びその他助成金の総額は毎年増加をしており、下記の表に示すように、この5年間で件数は66%増加し、合計総額は倍増した。受託研究費においては、約7倍まで増加した。これは各教員による研究活動が活発になってきた証拠であり、AMEDや科研費の採択率が伸びたことが要因であると考えられる。</p> <p>◇文部科学省・学術振興会・厚生労働省等研究費、他の研究機関との共同研究費などの外部資金導入額</p> <table border="1" data-bbox="360 1263 1453 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2015年度</th> <th colspan="2">2016年度</th> <th colspan="2">2017年度</th> <th colspan="2">2018年度</th> <th colspan="2">2019年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> <th>件数</th> <th>金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GP等</td> <td>1</td> <td>4,961</td> <td>1</td> <td>7,197</td> <td>1</td> <td>6,510</td> <td>1</td> <td>1,005</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>科学研究費補助金</td> <td>36</td> <td>75,270</td> <td>66</td> <td>104,010</td> <td>69</td> <td>101,475</td> <td>64</td> <td>102,589</td> <td>73</td> <td>133,433</td> </tr> <tr> <td>受託研究費</td> <td>7</td> <td>21,948</td> <td>9</td> <td>40,824</td> <td>18</td> <td>73,715</td> <td>22</td> <td>123,213</td> <td>24</td> <td>146,067</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>37</td> <td>69,815</td> <td>44</td> <td>65,182</td> <td>45</td> <td>58,339</td> <td>42</td> <td>83,729</td> <td>43</td> <td>76,337</td> </tr> <tr> <td>その他助成金</td> <td>44</td> <td>40,351</td> <td>56</td> <td>50,671</td> <td>59</td> <td>48,872</td> <td>59</td> <td>50,661</td> <td>67</td> <td>65,625</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125</td> <td>213,403</td> <td>176</td> <td>267,884</td> <td>192</td> <td>288,911</td> <td>188</td> <td>361,197</td> <td>207</td> <td>421,466</td> </tr> </tbody> </table>		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		件数	金額 (千円)	GP等	1	4,961	1	7,197	1	6,510	1	1,005	0	0	科学研究費補助金	36	75,270	66	104,010	69	101,475	64	102,589	73	133,433	受託研究費	7	21,948	9	40,824	18	73,715	22	123,213	24	146,067	共同研究費	37	69,815	44	65,182	45	58,339	42	83,729	43	76,337	その他助成金	44	40,351	56	50,671	59	48,872	59	50,661	67	65,625	合計	125	213,403	176	267,884	192	288,911	188	361,197	207	421,466								
	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度																																																																															
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)																																																																														
GP等	1	4,961	1	7,197	1	6,510	1	1,005	0	0																																																																														
科学研究費補助金	36	75,270	66	104,010	69	101,475	64	102,589	73	133,433																																																																														
受託研究費	7	21,948	9	40,824	18	73,715	22	123,213	24	146,067																																																																														
共同研究費	37	69,815	44	65,182	45	58,339	42	83,729	43	76,337																																																																														
その他助成金	44	40,351	56	50,671	59	48,872	59	50,661	67	65,625																																																																														
合計	125	213,403	176	267,884	192	288,911	188	361,197	207	421,466																																																																														
自己評価	<p>本学の寄附講座数は数年前と比較して増加しており（2015年度は1講座→2019年度は5講座）、東海地方の近隣大学との連携強化により教育・研究の基盤（教育の連携や共同研究体制）が固まりつつある。これら研究基盤の構築に連動するように外部資金獲得件数や獲得総額も着実に増加しているため、教員の研究意欲は確実に高まっているものと考えられる。今後はこれまでに構築した研究連携体制を常に検証・改良し、本学の掲げる中長期計画 2025 を達成すべく全学を挙げて教育・研究・地域貢献の推進に努めることとしている。</p>																																																																																							
関連資料	<p>2019年岐阜薬科大学研究室案内 文部科学省・学術振興会・厚生労働省等研究費、他の研究機関との共同研究費などの外部資金導入額</p>																																																																																							

認証評価共通基礎データ

◆認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。
本様式は、****年度申請用に作成していますので、****年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1（組織・設備等）、様式2（学生）に分かれています。
それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」（ハイフン）としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」（ハイフン）を記入するなどしてうめてください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(2019年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
大学の名称		岐阜薬科大学											
学校本部の所在地		岐阜県岐阜市大学西1丁目25番地4											
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地							備考			
		薬学部厚生薬学科	1949年4月1日	岐阜県岐阜市三田洞東5丁目6番1号							2006年募集停止		
		薬学部製造薬学科	同上	同上							2006年募集停止		
		薬学部薬学科	2006年4月1日	岐阜県岐阜市三田洞東5丁目6番1号(三田洞キャンパス)1~3年生									
	薬学部薬科学科	同上	岐阜県岐阜市大学西1丁目25番地4(本部キャンパス)4年生以上							2017年募集停止			
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地							備考		
			薬学研究科薬学専攻博士前期課程	1953年4月1日	岐阜県岐阜市三田洞東5丁目6番1号							2010年募集停止	
			薬学研究科薬学専攻博士後期課程	1965年4月1日	同上							2012年募集停止	
			薬学研究科薬科学専攻博士前期課程	2010年4月1日	岐阜県岐阜市大学西1丁目25番地4(本部キャンパス)								
			薬学研究科薬科学専攻博士後期課程	2012年4月1日	同上								
薬学研究科薬学専攻博士課程		2012年4月1日	同上										
学生募集停止中の学部・研究科等 薬学部薬科学科(2017年度学生募集停止, 在学生数23人)													
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等								非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手				
		薬学科	13人	9人	7人	9人	38人	25人	13人	0人	10人	17.3人	実務家教員11人
		薬科学科	7人	4人	3人	6人	20人	8人	4人	0人	0人	0.1人	
	その他の組織等(基礎・専門教育大)	4人	1人	3人	1人	9人	—	—	0人	11人	—		
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	10人	5人	—	—	—		
	計	24人	14人	13人	16人	67人	43人	22人	0人	21人	17.8人		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員	備考
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計			
			薬学研究科薬科学専攻 博士前期課程	25人	15人	15人	40人	5人	4人	4人	9人	0人	5人
薬学研究科薬科学専攻 博士後期課程			15人	11人	9人	24人	—	—	—	—	0人	3人	
薬学研究科薬学専攻 博士課程	15人	8人	7人	22人	5人	4人	4人	9人	0人	8人			
計	55人	34人	31人	86人	10人	8人	8人	18人	0人	16人			
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員								助手	非常勤教員	備考	
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数				
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
校地等	区分	基準面積	専用		共用	共用する他の学校等の専用		計	備考				
		校舎敷地面積	—	24,822 m ²		0 m ²	0 m ²		24,822 m ²				
		運動場用地	—	18,490		—	—		18,490				
		校地面積計	6,400 m ²	43,312		0	0		43,312				
	その他	—	888		—	—		888					
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計						
	校舎面積計	6,975 m ²	26,224 m ²		0 m ²	0 m ²		26,224 m ²					
校舎	教員研究室	学部・研究科等の名称	室数										
		薬学部	67室										
		薬学研究科											
	教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
三田洞キャンパス		9室	0室	7室	1室	0室							
本部キャンパス		3室	6室	22室	1室	0室							

設備等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数	
	附属図書館 (三田洞キャンパス)	890 m ²	90 席	
図書館・ 図書資料等	図書室 (本部キャンパス)	72 m ²	36 席	
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち外国〕
	附属図書館(三田洞・本部キャンパス)	70,353 [29,808] 冊	1,028 [432] 種	74 [70] 種
		[]	[]	[]
		[]	[]	[]
	計	70,353 [29,808]	1,028 [432]	74 [70]
体育館	面積			
	体育館	1,979 m ²		

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 (2020年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考
薬学部	薬学科	志願者数	1,017	1007	1,134	1,152	1,015		2017年募集停止
		合格者数	153	201	199	199	132		
		入学者数	93	130	132	132	118		
		入学定員	80	120	120	120	120	109%	
		入学定員充足率	116%	108%	110%	110%	98%		
		在籍学生数	512	545	581	629	658		
		収容定員	480	520	560	600	640		
	収容定員充足率	107%	105%	104%	105%	103%			
	薬科学科	志願者数	309	-	-	-	-		
		合格者数	45	-	-	-	-		
		入学者数	16	-	-	-	-		
		入学定員	40	-	-	-	-	40%	
		入学定員充足率	40%	-	-	-	-		
		在籍学生数	150	104	64	23	1		
収容定員		160	120	80	40	0			
収容定員充足率	94%	87%	80%	58%	-				
学部合計	志願者数	1,326	1,007	1,134	1,152	1,015			
	合格者数	198	201	199	199	132			
	入学者数	109	130	132	132	118			
	入学定員	120	120	120	120	120	104%		
	入学定員充足率	91%	108%	110%	110%	98%			
	在籍学生数	662	649	645	652	659			
	収容定員	640	640	640	640	640			
収容定員充足率	103%	101%	101%	102%	103%				

研究科名	課程名	項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	入学定員に対する平均比率	備考
薬学研究科	薬科学専攻 博士前期課程	志願者数	55	40	39	41	23		
		合格者数	52	40	38	38	22		
		入学者数	49	36	36	38	22		
		入学定員	35	35	35	35	15	120%	
		入学定員充足率	140%	103%	103%	109%	147%		
		在籍学生数	87	87	73	72	57		
		収容定員	70	70	70	70	50		
	収容定員充足率	124%	124%	104%	103%	114%			
	薬科学専攻 博士後期課程	志願者数	7	3	8	8	9		
		合格者数	7	3	8	8	9		
		入学者数	7	3	8	8	9		
		入学定員	5	5	5	5	5	140%	
		入学定員充足率	140%	60%	160%	160%	180%		
		在籍学生数	24	23	19	20	29		
		収容定員	15	15	15	15	15		
	収容定員充足率	160%	153%	127%	133%	193%			
	薬学専攻 博士課程	志願者数	8	6	2	3	4		
		合格者数	8	6	2	3	4		
		入学者数	8	6	2	3	4		
		入学定員	5	5	5	5	5	92%	
		入学定員充足率	160%	120%	40%	60%	80%		
在籍学生数		24	23	21	18	16			
収容定員		14	16	18	20	20			
収容定員充足率	171%	144%	117%	90%	80%				
大学院 合計	志願者数	70	49	49	52	36			
	合格者数	67	49	48	49	35			
	入学者数	64	45	46	49	35			
	入学定員	45	45	45	45	25	119%		
	入学定員充足率	142%	100%	102%	109%	140%			
	在籍学生数	135	133	113	110	102			
	収容定員	99	101	103	105	85			
収容定員充足率	136%	132%	110%	105%	120%				

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
	××学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

認証評価共通基礎データ様式【短期大学用】様式1(〇年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
短期大学の名称													
学校本部の所在地													
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地				備考					
		〇〇学科(〇〇専攻)											
	専攻科	専攻の名称	開設年月日	所在地				備考					
		〇〇専攻											
	別科等	別科等の名称	開設年月日	所在地				備考					
		□□別科											
学生募集停止中の学科・専攻科等		□□学科□□専攻(年度学生募集停止, 在学生数 人)											
教員組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
			〇〇学科(〇〇専攻)	人	人	人	人	人	人				人
		(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0			
	専攻科	専攻の名称	専任教員等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考	
教授			准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手				
〇〇専攻			人	人	人	人	人	—	—				人
	計	0	0	0	0	0	—	—	0	0			
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			備考			
	校舎敷地面積	—	m ²	m ²	m ²		0 m ²						
	運動場用地	—					0						
	校地面積計	m ²					0						
校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計						
	校舎面積計	m ²	m ²	m ²	m ²		0 m ²						
	教員研究室	学科・専攻等の名称	室数										
	教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
施設・設備等	図書館等	図書館等の名称	面積	閲覧席数									
		〇〇図書館本館	m ²	席									
		〇〇図書館△△分館											
		サテライトキャンパス											
		図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕							
		〇〇図書館本館	[] 冊	[] 種		[] 種							
	△△図書館△△分館	[]	[]		[]								
	サテライトキャンパス	[]	[]		[]								
	計	0 [0]	0 [0]		0 [0]								
体育館	面積												
	〇〇キャンパス	m ²											

	△△キャンパス		
--	---------	--	--

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「○○キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等（○○）」
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積のとしてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【短期大学用】様式2(〇年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	入学定員に対する平均比率	備考
〇〇学科(〇〇専攻)	志願者数							
	合格者数							
	入学者数							
	入学定員							
	入学定員充足率							
	在籍学生数							
〇〇学科(〇〇専攻)	志願者数							
	合格者数							
	入学者数							
	入学定員							
	入学定員充足率							
	在籍学生数							
学科(専攻課程)合計	志願者数	0	0	0	0	0		
	合格者数	0	0	0	0	0		
	入学者数	0	0	0	0	0		
	入学定員	0	0	0	0	0		
	入学定員充足率							
	在籍学生数	0	0	0	0	0		
専攻科	取容定員	0	0	0	0	0		
	取容定員充足率							
	入学定員							
	入学者数							
	取容定員							
	在籍学生数							

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学科・専攻課程を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、取容定員充足率は、取容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。